

目 次

○第1号（11月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	5
◇高田清一君	6
◇南 千晴君	22
◇松井保夫君	35
◇清水健一君	48
◇岩田好雄君	55
◇松岡 稔君	63
日程第 5 請願・陳情について	76
散 会	76

○第2号（11月30日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条	

		例の制定について……………	7 9
日程第 2	議案第 6 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 0
日程第 3	議案第 6 8 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	8 2
日程第 4	議案第 7 4 号	平成 2 8 年度榛東村一般会計補正予算（第 4 号）に ついて……………	8 4
日程第 5	議案第 7 8 号	平成 2 8 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）について……………	8 9
日程第 6	議案第 7 9 号	平成 2 8 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 2 号）について……………	9 1
日程第 7	議案第 8 0 号	平成 2 8 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 3 号）について……………	9 3
日程第 8	議案第 8 1 号	平成 2 8 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について……………	9 4
	発言の訂正……………		9 6
	散 会……………		9 6

○第 3 号（1 2 月 9 日）

議事日程 第 3 号……………	9 7		
本日の会議に付した事件……………	9 7		
出席議員……………	9 8		
欠席議員……………	9 8		
説明のため出席した者……………	9 8		
事務局職員出席者……………	9 8		
開 議……………	9 9		
日程第 1	議案第 7 0 号	榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定につい て……………	9 9
日程第 2	議案第 7 1 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 0 1
日程第 3	議案第 7 2 号	榛東村土地開発基金条例等の一部を改正する条例の 制定について……………	1 0 2
日程第 4	議案第 7 3 号	榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制	

	定について……………	104
日程第 5	議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	108
日程第 6	議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について……………	110
日程第 7	議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について……………	113
日程第 8	議案第77号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2号) について……………	114
日程第 9	議案第82号 新保・大藪線改良舗装工事(橋梁工その1) 請負変更契約の締結について……………	117
日程第10	請願・陳情について……………	119
日程第11	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	120
日程第12	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	120
日程第13	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	120
	議長挨拶……………	120
	閉 会……………	121

平成 2 8 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 2 9 日 (火)

平成28年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

平成28年11月29日（火曜日）

議事日程 第1号

平成28年11月29日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 請願・陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局長	青木芳弘君		

事務局職員出席者

事務局長	岩田健一	書記	津久井久美
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回榛東村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え公私ともご多忙の折ご出席賜り、厚く御礼申し上げる次第であります。

本定例会につきましては、通告のありました6名の議員による一般質問、条例制定、補正予算などが提出をされております。

寒さも一段と厳しくなる年の瀬を迎えるに当たり、議員各位におかれましては、十分お体ご自愛の上、円滑に議事が進行し、適正妥当な議決に達せられますよう特段のご協力を賜りますようお願いし、開会の挨拶といたします。

なお、本日は大勢の傍聴の方々がお見えでございます。大変ご苦勞さまでございます。傍聴されます皆様方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

ただいまから平成28年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

本日の出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

2番清水健一君、3番杉井保夫君を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期につきましては、本日11月29日から12月9日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日11月29日から12月9日までの11日間と決しました。



◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

本定例会に提出され受理した議案は、条例改正、補正予算など計17件であります。

次に、代表監査委員より例月現金出納検査に関する報告書が提出されております。その写しをご配付してありますので、後ほどご確認ください。

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで、村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩卓村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

平成28年第4回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというように思います。

まず、その前に、崇仁親王殿下下葬去がありました。衷心より哀悼の意を表したいというように思います。そして、今現在、インフルエンザもふえております。どうか皆さんもお体には気をつけて、この年の瀬を過ごしてもらいたいというように思います。

秋も一段と深まり、もう冬の気配をしているところでございますけれども、日ごとに寒気加わる季節となりました。月日が流れるのも非常に早く、平成28年も残りわずかとなりました。

この1年を振り返りますと、1月には本県を含む広範囲の大雪がございました。4月には熊本地震、8月には北海道や全国各地を襲った台風10号がありました。11月には鳥取県中部を襲った地震によりまして、土砂災害や家屋の倒壊が数多くございました。倒壊を初め、多くの方々が犠牲になっております。最近皆さんご存じのとおり、1週間ぐらい前だと思わすけれども、福島県沖で震度5弱の地震が発生いたしまして、津波注意報が発令されました。災害はいつどこで発生するかわからず、迅速な対応が必要とされております。幸い本村では、災害や大きな事件、事故もなく師走を迎えるというように思っております。改めて感謝を申し上げたいというように思います。

また、うれしい中において新聞報道でもされましたけれども、8月24日にはこの場所で子ども議会が開催されました。盛りだくさんの意見、質問等が出されました。私はその子供たちの意見、提案を精査しながら、来年度予算に向けて、1件でも2件でも数多くのその内容等を取り入れた予算を検討してまいりたいというように思っております。

10月3日には2016年のノーベル医学・生理学賞を、生物が細胞内でたんぱく質を分解して再生するオートファジー、言うなれば自食作用と呼ばれる現象を分子レベルで解明しました大隅良典東工大栄誉教授に授与するということに発表されております。この働きによりまして、不可欠な遺伝子を酵母で特定しまして、生命活動を支える最も基本的な仕組みを明らかにしました。この発見によりまして、

疾患の原因解明や治療などの医学的な研究につなげた功績が高く評価されております。

また、10月30日には国際宇宙ステーションから宇宙飛行士の大西卓哉さんが地上に帰還いたしました。世界初となる微小重力環境下と人工重力環境下の双方でマウスの同時飼育、そしてマウス全頭というんですか、全匹というんですかね、全数が生存帰還の技術を確立いたしました。また、日本実験棟の「きぼう」のみが有するエアロックとロボットアームを用いた超小型衛星放送など、ミッション実施の機会を最大限可能といたしました。

これは世界中で注目されておりました。11月にはアメリカにおいて、ドナルド・トランプ氏が次のアメリカ大統領に就任することが決定いたしました。就任前に過日安倍総理大臣との会談では、主に日米間の信頼関係を築いていくことができると確信のものと会談であったということが、安倍総理のほうからのいろいろな新聞報道でもありました。

このような状況下でございますけれども、村政においては、群馬県町村会で災害時支援、これによりまして、8町村が災害における相互応援に関する協定を締結いたしました。これは榛東村、上野、下仁田、長野原、草津、片品、千代田、大泉、この8町村でございます。雪害時等の相互の応援が重要な点でございます。

これらをもとにいたしまして、本村では来る12月10日土曜日でございますけれども、当村で初めて自衛隊等の協力によりまして、榛東村総合防災訓練を実施する運びとなりました。目的といたしましては、防災訓練を通じまして防災関係機関の実効性について検証し、相互の協力関係の円滑化を図ることでございます。ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。今後はより一層自主防災方面にも力を注ぎまして、村民皆様のお力をこれについてもお借りをしたいというように考えております。

さて、本定例会には給与、報酬に関する条例、税条例、国民健康保険条例、土地開発基金条例等の一部を改正する条例、そして鳥獣害対策実施隊の設置に関する条例の制定の条例関係8件、そして平成28年度各会計補正予算が8件、これは給与、報酬等に関する予算計上でございます。工事請負変更契約締結についての1件をご提案申し上げます。慎重審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

一般質問に先立ちまして、議員並びに答弁者をお願いいたします。質問者は、通告制による50分の制約がございます。つきましては、質問内容を明確にし、質問時間は極力短くお願いいたします。また、答弁者は時間内で懇切丁寧な答弁をお願いいたします。

質問順位 1 番高田清一君の質問を許可いたします。

1 番高田清一君。

〔1 番 高田清一君登壇〕

○1 番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1 番高田清一でございます。

本日は、大変お寒い中ここにご出席いただきまして大変ありがとうございます。

ここ数カ月間のニュースを見ておりますと、非常に子供が絡む痛ましい事故が数多く発生しています。まず、10月28日には87歳の高齢者が軽トラで突っ込んだことよっての小学校1年生を含む7人の重軽傷事故、それから11月2日には19歳の少年によるトラック事故、それから同じく11月にはポケモンGOをしながら運転したことによる小学校4年生死亡事故など、以降、現在も非常に運転者責任による事故が多発しているという状況が続いています。常日ごろ交通安全会の皆さんや民生児童委員の皆さんが非常に交通安全ということについては努力をされておまして、非常に感謝を申し上げているところでございますけれども、ここにお集まりの皆さん、また執行部の皆さん、議員の皆さんを初めとして、みんなで意識をし協力をして、児童の事故を防ぐ。そのためには少しでも通学路の整備を行う必要があるだろうと。そのことによって子供たちを守っていければというふうに感じております。

これから降雪、凍結を迎える時期にもなります。子供たちが側溝に落ちたり、足を滑らせて転倒したりする事故も起きないように、これらを防ぐために危険箇所の点検、解消を行う必要もあろうかというふうに思っております。

今回は、北小と南小の通学路を中心とした安全対策及び以降前回までに私が質問した内容に対する回答の進捗状況、こちら辺を踏まえて質問を行いたいというふうに思っております。

以降、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） まず、私も今言うように、児童の通学路のチェックということを意識しまして、どんな状況なのかということで、私なりに北小と南小の通学路の地図を教育委員会のほうからいただきまして、私なりに点検を行ってみました。その結果ですが、執行部の皆さんには資料1、2をお渡ししてあるんですが、資料1が北小関係、それから資料2が南小関係となっています。

通学路を点検するに当たって、一応分類をしてあります。Aが歩道が狭い、それからBが歩道区分、グリーンベルトがないよとか歩道区分がなしとかいう内容です。それからCがU字溝等々の溝蓋とかグレーチングがないことによる危険箇所、それからDが耕作放棄地による見通しが悪い箇所、Eが道路脇の草及び土砂が処理されていないことによる危険箇所、Fが民有地の草木、土砂が歩道に出ている、Gが舗装されていない、このように分類しまして、このように一覧表にまとめてみました。その結果、北小区域では1番から43番、南小区域では1番から46番までの項目を私なりに洗い出してみま

した。その内容、詳細はここに丸で表示してあります。場所等々につきましては、この中学校区の地図に落としてあります。よって、場所の説明等々については、必要であれば私が同行して場所をご案内したいというふうに思っております。

それを参照していただく中で、まずはAとBの歩道が狭い、それからグリーンベルトがない、白線がない等々についてはかなりの件数が多いものですから、その件数は若干はじいた中で、その他の項目の内容、これは資料3を見ていただきたいのですが、実はそれをちょっと分類してみました。それによりますと、まずCの側溝の溝蓋がないとかグレーチングがない、これは件数としては40件で全体の中の50%を占めております。それから、Eのこれは道路の土砂とか草木がはみ出しているよという危ない箇所が約20件、25%。それから、Fの民有地の土砂とか草がはみ出している、これが約14件の18%。それから、通学路でありながら舗装されていないことによる場所、これは5件、6%という結果でありました。それをもとに、私のほうで皆さんに少し確認及び質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、参考までに、これが資料の4と5によい見本と、それからCの今言う溝蓋がない見本とか歩道が狭い見本とか、これを写真でサンプルとして表示してあります。これをご参照いただければ、内容的にはこんなものかというのがわかっていただけるかなというふうに思います。

それでは、引き続きその中の質問をさせていただきたいと思うんですが、まず参考の一番最初がいい見本、1枚だけちょっとサンプルで出したいと思います。これは道路も側道というんですか、白線もしっかり引いてありますし、それからグリーンベルトもかなり明確に表示してある。これは学童が歩くには非常に安全が確保された状況かなというふうに思います。

それで、まずAとBのこの歩道が狭いとか何かの問題なんです、これがAの見本です。それからこれがBの見本なんです、Aにつきましては歩道が非常に狭い。これはほとんど車道にはみ出さないと児童が歩けないという状態の見本です。それからBのこの白線がないという問題は、これは通学路でありながら何も印がないものですから、児童が道幅でいっぱいになってみたり、いろんな形で危険が伴うというサンプルでございます。それを踏まえて、まず質問をさせていただきます。

AとBについての関連のところですが、非常にこういうものについては、重要なところから早期に白線を引いたり、それからグリーンベルトの対策を立てるべきだと思うんですが、ここに対する考え方、それから計画等々ありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 議員さんがお調べくださった北小校区、南小校区ともに路側帯を明示する白線もグリーンベルトも表示されていない区域がありますが、交通安全の面からも重要なところ、児童・生徒が多く通るところに、外側線やグリーンベルトの新規設置を計画的に行っていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） かなりの場所が広い、また多いものですから、いきなり一気にというわけにはいかないと思うんですが、私の見た限りの問題、また常日ごろ執行部の皆さんが教育委員会の皆さんも含めて点検をして、重要度、また優先順位をつけていただいて、できるところから確実に実施していただきたいというお願いをしておきます。

それから、もう一つ、これは通学路に対する考え方の問題なんですけれども、新しく道路ができた場合、それから児童構成が変動した場合——というのは前々から通学路はこうだったんだけどもここに新しい道ができたよとか、それから児童の入学の状況によって、この道路をもう使う人が少なくなったよとかこっちは多くなったよとかということに応じての状況を見きわめた上での通学路変更の検討をすべきと思うんですが、ここら辺についてはどのような形でやっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 最初に、子供たちの安全を考え、通学路の危険箇所について、本当に丁寧な調査とかまとめをしていただいたことに感謝申し上げます。

さて、児童・生徒の登下校中の安全確保についてですけれども、これは学校とPTAや地域の方々が連携して取り組んでいるところでございます。

通学班の編成や通学路の決定につきましては、各区のPTA担当者などが中心となりまして行っております。これは細かい道路につきましては、保護者、地域の方々がよくご存じであること、また地域の方々が子供たちの安全を見守るということにもつなげていただきたいということの願いもあり考えてのことです。

なお、通学路の変更のことにつきましては、保護者を中心に、もちろん学校も行っているんですが、安全点検などを行ってもらいまして、変更することも可能です。また、年度途中等でも道路の工事がありますとか、また道路が開通したというような場合につきましても、学校の交通安全担当者等が区の保護者等と相談をさせてもらいまして、適宜通学路の変更を行っております。そして、子供の登下校の安全確保に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 常日ごろ教育委員会の詳細な調査及び児童の問題点等々に対する綿密な調査の上に成り立った対策等々、非常に私も評価しているところでございます。また、それに関しまして交通安全会の皆さんも、非常に常日ごろ安全標識を立てたり交通誘導したりということで、努力をされ

ている。また、民生児童委員の人も児童と一緒に同行して通学をしているとかという形があると思うんですが、何かその関係者、PTAを含めて教育委員会、それから民生児童委員、それから交通安全会、そこでの情報交換会みたいなというんですかね、お互いに共通認識を持った上での共通的な対策を立てるべきだと思うんですが、そこら辺の情報交換会みたいなものの計画はされていますか、またはやっているんですか。今後計画はありますか。教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） PTAの方とは年度末等に学校に集まっていたきまして、情報交換等をして通学路の編成等を行っているところですが、民生児童委員さん、または交通指導員さんにつきましても情報交換等をしたいということで考えておるところなんですけれども、なかなかお集まりいただく機会もないので、今後そういうものについては大変必要なことかなというふうに思いますので、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ確認なんです、児童にはあれですかね、通学路を右側通行しなさいよとかどちらを通行しなさいという指導はされているんでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 原則右側通行ということなんです、ただ歩道の様子を見させていただいて、歩道を通るということを徹底しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 一応基本が右側といいますと、先ほど言いましたように、道路に草木とか土砂がはみ出たりしていますと非常に危険なのは、子供が迂回をして車道にはみ出たり、それからもう一つもっと危険なのは、道によってはここまではこちらがいいんだけどこちらから先は左がいいよという場合に、道路を横断するんですね。非常にこれは危険が伴うということからして、そこら辺の児童に対する指導等も徹底すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 通学班会議というか、子供たちを集めての中で、班長を中心に学校の中では子供たちに安全の様子についてよく話をしているところなんですけれども、確かに道路におきましてそういう危険箇所もあるというようなことで、地域の方からもご相談いただくことは多々

あります。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 先ほど来申し上げていますように、余りにも件数が多いものですから、一気にという対策は立て切れないと思うんですが、私が思うに、まずは県道関係とか、それから車通りの多いところとか、そういうところを見きわめた中で優先順位をつけて計画を立てて、それに対する着実な対策を立てるべきだというふうに思うんですが、そこに対する考え方を教えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、民地であってもいろんな面で狭くなったり、あるいは県道とか村道であってもはみ出なければならぬような場所があるということ、高田議員のこの写真等でよく確認をさせていただきました。これらをさらに教育委員会等とも建設課とも相談しながら、優先順位を決めながらやっていきたいと。

ただ、問題は県道でございます。県道については、高田議員おっしゃるとおり、内容はよくわかっていると思うのでその辺は詳しく申し上げませんが、これからも県のほうに相当な相談はやっていきたいというように思っています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も回ってみて気がついたことがもう一つありまして、通学路、ここは児童が通学に使っている道路ですよという標識というんですかね、表示というのが随分少ないように感じます。運転手の皆さんに注意喚起をする、または注意を促すという面からも、標識とか表示というのはもっと数多く通学路に関しては表示すべきだと思うんですが、これに対する対策はいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 通学路であることを示す標識についてでございますが、PTA等の要望をもとに協議しながら、特に必要性がある箇所に、子供たちの登下校の安全を守るために引き続き設置場所をふやしていきたいと考えております。今年度は3カ所設置する予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、関連して先ほどのCの内容、要は側溝が危険ということについて

少し確認をしたいと思います。

これはサンプルを出しました。これがCのサンプルなんですけど、ここに側溝があるんですけども、通学路指定になっているんですね。それで児童が、薄暗くなったりそれから雪道なんかは特に危ないんでしょうけれども、ここに落ちたり、それから車が来たからといってよけたときに側溝に落ちたりする要素が非常に大きいというふうに感じました。それで、先ほどのグラフにもあるんですが、非常にこれが多いんです。危険箇所が非常に多いと思います。これに対してもやっぱり側溝に対する溝蓋だとかグレーチングの対策を早期に対策を立てるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 道路側溝の溝蓋等につきましては、危険箇所から早期に緊急性を考慮して対応していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これも先ほど言いましたように、数が多いものですから、いきなりというわけにはいかないと思うんですけども、特に危ない場所が数十箇所あります。児童は非常に通学の姿勢を見ていると、従順といいますか素直で、言われれば言われたところをしっかりと行っているんですね、1列で。あんなかわいいあどけない児童の交通事故が起きないようにするには、早期の対策が必要だというのはつくづく感じました。

そういう意味では、そういう対策を立てると同時に、危険箇所の表示やポールやそれから柵やロープやという対策も暫定策としてはあると思いますので、そこに対する対策を立てていただきたいと思うんですが、これに対してはどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今後について、本当に危険箇所と思われるところが相当ございます。私も村内を回って、早急にここはどうしてもするようにと、その場で電話をしたことも何回かございます。こういうものを常に見ながら、そしてはっきり言うと予算的な問題もありますけれども、命にはかえられませんので、早急に立ててこれはやっていくべきだと私も考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よろしくお願ひします。

それでは、次のEと言いました。先ほど道路脇の土砂とか草に関してのところでも少しお伺いをします。

こんなところですがね、非常にほとんどもう見えない、子供が歩く場所もないぐらいのところまで

土砂や草が出ているという問題があります。これについてなんですけれども、これにつきましては常日ごろ建設協会のご協力による草刈り等、それから建設課の要望に応じた迅速な対応等々やっていたているがゆえにかなりきれいにはなっているだろうと思うんですけれども、まだまだやり切れていない点、箇所があるかと思えます。これについての定期的な巡回とか、それから土砂排除、草刈り処理などの道路整備状況はどのように計画を立てて、どのようにやられているかだけ教えてください。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 村道等における土砂流出箇所につきましては、早急に対応したいということで考えております。今回9月の台風の大雨等の影響で、流出箇所等もふえております。樹木や植栽の草切り等につきましては、広報と道路愛護等で所有者への周知と管理依頼を実施しております。また、除草等の管理につきましては、週2回シルバーへ清掃業務のほうの委託管理を実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よろしくお願ひします。

もう一つ関連なんですけれども、これはFと分類したんですが、これは悪いサンプルなんですけれども、全くこれはもう歩道がないんです。この小さい写真にも入っている中からピックアップしてあるんですけれども。これは何かというと、民有地のどことは申しませんが、民有地の田んぼの土砂が道路にずっとはみ出て、ほとんど児童が歩く区分がないよというぐらいのところまではみ出ています。このような場所について、草木にしろ土砂にしろ、これは気がついた人がその土地の所有者に指摘をする、またきれいにしてくれなよと言うのが、私は気が小さいせいかわかりませんが非常に言いにくい。または何か言ったことによって、言ったことは正しくてもそれが角が立ったりする。トラブル要素にもなる等々ございますので、できるものであれば、この民有地に関しては産業振興課なりまたは農業委員会、または農業委員を通じて指摘をするような形での指導、または産業振興課内でそこら辺のところの中身の討議をしてほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 耕作放棄地に絡む現地につきましては、農業委員会のほうで毎年7月中旬から下旬にかけて、耕作放棄地実態調査を実施しております。その調査で耕作放棄地とみなされた農地には、9月中旬ごろに農業委員さんが地権者宅を訪ねて改善指導に取り組んでおりますが、その畑、先ほど申しましたのり面の崩れによって車道幅員をこういうふうに狭めているようなところ

については、ちょっとまだそれほど指導等は実施していないのが現状でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） なかなか難しい問題があろうかと思うんですけども、そこら辺を意識して取り組みを対応、対策をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ確認させてもらいます。

これが、その写真にもあるんですけども、通学路の舗装していない道路のサンプルで1枚ちょっと持ってきたんですが、ここを児童が歩く通学路というふうにはとても思えないところが通学路指定になっているんです。児童がここを歩くのは、雨の日とか雪の日にはとてもかわいそうだろうとかいうふうに思うので、ここら辺につきましても、先ほど言いましたように通学路変更の検討をしてほしいのと、それからもう一つチャンスがありましたら、ぜひともここ舗装の対応をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勲作君発言〕

○建設課長（久保田勲作君） 村道における未舗装道路につきましては、全体で79キロほどございます。未舗装の道路改良につきましては、緊急性を考慮して検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それでは、もう一つだけ関連でお話をさせてもらいます。

先ほど民地の場合の対応の話をしてもらったんですが、耕作放棄地の問題は、今産振課長のほうからお話があったんですけども、その中でも耕作放棄地の見通しが悪いというのを1枚だけ参考資料で写真を添付してお渡ししてあるんですが、これも実を言いますと、これはとある人がとある所有者に指摘をしたら、非常にトラブル直前になりまして、これは何を言っているんだという話にまでなってしまったんですね。ですから、言い方の問題はあるにしろ、言っていることは正しいことであっても、非常にこの土地に関しての指摘なりは難しい問題がありますので、できるものであれば、今後ともいろんな問題を含めて、行政の指導のもとそこら辺の対策を推進していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。そこら辺をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

今、生徒の安全という面からの関連事項になろうかなというふうに思うんですが、中学校の校舎とグラウンドの行き来、現在信号機によって信号を押して青信号になったら渡るという形になって、これについては信号でしっかり渡れば安全だろうという見方もあろうかというふうにも思うんですが、そうは言ってもいきなり飛び出したり急いでいたり、それから子供は守れと言ってもみんなで渡れば

大丈夫だろうかと思ったり、いろんな危険要素はあろうかなというふうに思います。よって、これはまた答弁の中でお金がないという話に当然されることは重々わかっていながら言わせていただくんですけれども、これについては地下道を設置する、または地下道が危険で夜危ないよとかいう見方もあろうかと思うんですが、歩道橋を設置する等々の安全対策を今後検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 先ほど事務局長のほうからありましたように、高田議員には子供たちの通学路の安全確保について、非常に真剣に意欲的に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。

中学校の前の道路の安全確保につきましては、これまでもご心配をいただいている問題かなと、そういうふうに思います。

まず、地下道の設置についてですけれども、中学校の近くで生徒が利用することになるかと思いません。村内でも不審者情報等が寄せられることがあり、防犯上の問題が懸念されるところでございます。

また、歩道橋の設置につきましても、子供たち、また地域の方が横断するには有効かとは思いますが、例えば自転車通学者の者であったりとかお年寄りなどの横断、それから近隣住民のプライバシーの問題というこういうものが出てまいります。大きな課題もあるかなというふうに考えております。環境整備によって子供たちの安全確保を行うということは大変重要なことではございますが、東日本の大震災以降、自分の身は自分で守ると、こういう危機回避能力の育成と、こういうものが安全教育の推進の上で非常に大事だということで、学校教育等でもその辺を推進しているところでございます。今後とも子供たちの安全確保と安全教育の充実について取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） すぐということではないにしても、そこら辺を意識した今後の取り組みをお願いしておきたいと思えます。

それともう一つ関連なんですけど、先ほど私チェックした場所をこの地図に落としたということでこの地図を出させてもらったんですが、これは各戸配付される榛東中学校区地図というもので、私もこれは随分便利だと思っています。また、今回も非常に有効に使わせていただきました。大きいA3ではなくてA4というのがまた非常によくて、使い勝手がよろしいんですけれども、使わせてもらったわけなんですけれども、24年度以降しばらく配付されていなかったんですが、27年度新規に更新されたものが配付されました。27年度版でも実はこれが5年、10年、10年以上前の世帯主のままになっている

というのが実情であります。私が申し上げたいのは、せっかくこれはコマーシャルではないけれども、スポンサーがついていて配付しているんだからいだろうという見方もあろうかと思うんですけども、せっかく配付するのであれば、できれば新しい世帯主が変わったものを配付していただきたい、また印刷会社をお願いしてもらいたいというふうに思うんです。プライバシーの問題、個人情報の問題等々あろうかと思うんですけども、ここまで各戸に情報開示、番地から全部開示しているのであれば、個人情報ということに対してそれほどこだわる必要性もないのかなというふうに思うんですけども、これを何とか印刷会社に交渉するとか情報を提供するとかという話はどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの榛東中学校区住宅地図でございますが、こちらは榛東村が発行しているものではなく、民間会社が作成しているものでございます。作成会社に確認しましたところ、本人や身内の方から直接訂正等の申し出を電話などで受け付けし、氏名や番地、敷地等の現地調査を実施した上で次回の地図に反映させているところでございますとの回答でございました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） なかなか難しいですかね。難しいことも承知で私もお話をさせてもらっているんですけども、安易に考えれば、行政のほうで誰々が亡くなったとか何かのときに、そこら辺をその関係者に了解をとってまとめて、一括で半年なり1年に1回ぐらい情報提供していただければありがたいというふうに思っていたものですから、このような問題提起をさせていただきました。ここら辺も今後いい手がありましたら、検討課題としてお願いをしたいというふうに思います。

それから、次に移らせてもらいます。

防災無線に関してなんですけれども、これは34年11月でしたかね、廃止になるという話は聞きました。私が心配しているのは、廃止になった後の体制です。一つ心配は何かといたら、お年寄り等々を含めて全村を対象とした、また全村民を対象とした情報伝達のツールが途切れてしまうのではないかということが、非常に私自体は懸念していますし問題かなというふうに思います。よって、それ以降の対策はどのように今現在考えているかを教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 平成34年度にはアナログ放送が終了となります。アナログ放送が終了になりますと、現在使用している室内の戸別受信機は聞こえなくなります。その後は、屋外の子局のみの対応となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ちょっと今の答弁でよろしいのかなというのが疑問です。一つは、今現在設備の有効活用という面も何か模索すべきだと思いますし、それから外部スピーカーというのが、前回のときも申し上げたんですが、非常にハウリングを起こしてしまっていて聞きにくい。または聞こえない、こういう声が今現在いっぱい上がっているんです。それに対する抜本的な対策を考えずして今後はそれでやりますというのでは、答弁が若干物足りないふうに思うんですが、もっと突っ込んだ回答をいただけないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、34年度ですか、これでアナログが終了するというようなことについての対応ですけれども、これについては確かに総務課長がおっしゃるとおり、今の屋外のものをつくるときに、その対応にすべく業者等を含めて検討してもらったところですが、現実的にはそれがどこで聞こえるのかとか、全部が全部聞こえていないということもその後わかりました。それは一つとしては、そのところへ立てたところの近隣の人たち、逆に大きすぎるといような苦情がございました。それを縮小するためにはいっぱい、今たしか34でしたか、何件というのが間違ったらすみません。いろいろなところで共鳴しないようなところへそういうことで立てているんですけれども、これについても全部に聞こえるためにどのぐらいつけばいいのかということもこれは検討しなければならないと同時に、その騒音の問題、あるいは今の建物、この防音対策で、各家庭が新しい家をつくるときに防音対策というのを相当しております。それでやればやるほど今度は外のものが聞こえなくなるという問題もございますので、村としては防災的なものでラジオですか、手回しでも発電できるような、そういうものの普及を今させるべく前からやっているところでございますけれども、それらも含めて検討していかなければならないというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今の村長の答弁にありましたように、数をふやすとかボリュームの問題とか、いろいろ検討課題はあろうかと思うんですけれども、私が言いたいのは、何しろ全村民に対してお年寄りも含めてそういう人たちに情報を伝達するツールなり手段なりをしっかりと対策を立ててほしいというのが要望の原点でございます。

というのは、以前この前総務課長にお話をしたんですが、メール配信という話がありまして、メール配信でそのときに確認したのが、メールに加入している人が1,503名、全体の中の12%ということで教えていただいたんですけれども、その12%の人に例えば何かがあったときにメールで配信すればいいだろうという考え方は全く違うと思いますし、何しろお年寄りを含めた全村民に対する対策を今

後34年までにしっかり検討をして、対策を立てるようにお願いをしたいというふうをお願いします。それをお願いして、次に移らせていただきます。

以前に行った一般質問に関係して何点か確認をさせていただきます。

まず、文化活動ということでございますけれども、今現在私が見る限り、南部コミセン、それから中央公民館等々を含めて非常に館長も集客のための努力をしているというのは、実は私も多くかなり感じておりました、非常に集客努力は評価するところでございますけれども、つきましては、文化協会主催の行事、イベントに対しての参加人員とそこに来たそこに出席してくれた人、そこら辺の推移は何かわかったら教えてもらいたいと思うんですが。ふえているかふえていないか。

○議長（金井佐則君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 村民文化祭等の関係だと思うんですけども、その辺については、参加者についてはふえているというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） なかなか見学者をふやすとか出席者をふやすというのは大変なことであろうかなというふうに思うんですけども、できればその参加者と見学者の推移というんですか、それを少しトレンドで見ていただいて、ふやす作戦はどういうことがあるのか、またふやした結果どれだけふえたのかというのを少しデータ上とっていくような形での取り組むことが必要なことかなというふうに思っておりますので、今後の検討課題としてほしいと思います。

そうした中で、来年度に向けて集客というんですか、見学者をふやす、出席者をふやすための何らかの取り組み等々の案がありましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 文化活動の充実というものは、生きがいややりがいのある豊かな人生につながる重要な施策の一つというふうに考えております。

来年度に向けてもあるんですけども、今年度の取り組みをさらに充実させるということで、今年度の取り組みをちょっと紹介させていただきます。

まず、村民文化祭についてですけども、作品展示につきましては、今年度から会場を南部コミュニティセンターにさせていただきました。作品の搬入がしやすくなることや多くの作品が展示できるようにということを考えてのものです。参加者の方からも会場が広く、作品が見やすいとの声を聞いているところでございます。

また、芸能発表会につきましては、午後の後半になると参観者の人数が減少するという課題がありましたので、今年度につきましては、プログラム順を午前の最初に保育園の太鼓、午後の最初には子

供たちが参加するヒップホップダンスにしまして、集客を図っているところでございます。さらに、最後まで残っていただいた参観者につきましては、お楽しみプレゼントを準備して配付するという試みもしました。結果的に200人程度の方が残っていただけるといようなこともありましたので、今後続けていきたいと、そんなふうを考えております。

最後になりますけれども、子ども議会が取り上げられました伝統芸能の関係のことについてもご紹介させていただきましても、11月7日に南小学校で南新井の獅子舞を全校児童には披露させてもらいました。また、12月16日、これからなんですけれども、北小学校で大宮神社の獅子舞を披露することになっております。このようなことをして、さらに伝統文化についても子供たちの意識を高めていきたいと、そんなことを来年度に向けても考えているところでございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 非常に文化協会の役員の方皆さんもそこに対してはかなり真面目に一生懸命取り組んでいただいていますし、また伝統芸能につきましても私もよく神楽の稽古等々参加させてもらっているんですが、非常に真面目で一生懸命後継者発掘、後継者育成を含めて非常に頑張っていると思いますので、前回の議会における一般質問で財政的な支援のみならず、執行、また議員を含めてみんなで盛り上げる努力をしましょうというご提案をさせていただいたんですけれども、今後ともそこら辺の意識を持って対応していただき、また対応していきたいというふうに思いますので、よろしくご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、中央公民館について一つだけ確認をさせていただきたいんですが、中央公民館の話もこれ地元のほうでは非常に心配しておりまして、いろんな意見が出るんですけれども、わかる範疇で答えられる範疇で中央公民館の建設の進捗等々わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 本年3月に基本設計が完了したところでございます。

基本設計の段階では、中央コミュニティセンターの特色は、子供からお年寄りまでが活用できて、異世代交流の場となるようなことを考えております。

また、図書館についてのご要望もあるかというふうに考えておりますけれども、これまでにしましては、吉岡町の図書館、または旧群馬町の図書館、箕郷町の図書館など、高崎市の図書館は利用することができました。これにさらに加えて、10月25日に前橋市の教育委員会と榛東村教育委員会で協定を結びまして、11月1日から前橋市の図書館を榛東村民も使えることができるようになりました。この結果、前橋の市立図書館、それと有数のこども図書館、また榛東村から近い清里分館なども利用できることになっております。

中央コミュニティセンターについての現況につきましては、建設候補地を今検討しているところで

ございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よろしく願いをいたします。それ以上多分決定していないですしわからないでしょうから、この辺で終わりにしたいと思います。

もう一つふるさと公園に関して確認をさせていただきます。

ふるさと公園は毎度毎回私もお話をさせてもらっているんですが、私も地元の議員として非常に見るに忍びない、残念、寂しい、わびしいという言葉の一言なんですけれども、昨年、ことしですかね、ふるさと公園のイベントに対しての産業振興課の取り組みは私も非常によかったなど。動きがよかつたし、非常によかったなというふうに評価しています。また、商工会の皆さんも一生懸命やっただきまして、盛り上げる努力は非常に感じられたところでございますけれども、ほかに村としての集客のための対策、これについて何か考えていることがあったら、来年度も含めてありましたら教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ふるさと公園の昨年ですか、高田議員さんのほうから質問があったその後の状況についてちょっとご報告しておきます。

ふるさと館をこれまで営業していましたNPO法人の解消に伴い、同法人を引き継ぐ群馬県東関部屋後援会が10月から営業しております。この変更はふるさと公園周辺活性化委員会のご意見を伺いながら認めた経緯がございます。また、閉所したJA、農産物直売所の影響で、ミニ鉄道の乗車券がふるさと館の営業時間に合わせて午前11時から販売しておりましたが、従前と同様に10時から販売してもらいたいという利用者の要望に応えまして、社会体育施設管理事務所で不要となった券売機を公園に移して、8月上旬より午前10時からの販売にしております。

また、公園南側の廃道につきましては、矢玉沢川左岸ののり面の改善策と一緒に活用方法を検討している最中でございますが、いずれにせよふるさと公園周辺施設活性化委員会や村民、利用者などのご意見をお伺いしながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 昨年の回答の中で、NPO法人で取り組んでいる例の食堂なんですけれども、今のままではやはり事業に対する責任は事業主にあるんだろうけれども、そこに対する環境整備、これについては執行のほうでフォローしないとなかなか難しいのではないですかというお話をさせてもらったのですが、そのときの答弁の中で、その事業に関して継続して行えるようにアドバイス等々随

時行うという回答をいただいております。これに対してアドバイス等々随時行った内容は、どんなことをやって、どんな成果が上がったのか教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ふるさと館の中の内容につきまして、その営業しておりますNPO法人のほうから、今現在は任意団体となっておりますが、そちらのほうから中のテーブル等をちょっと交換したりして雰囲気づくりに努めたいんですけどもという提案があったこと、あと自動販売機の設置を求めている声が多いんですけどもということには、いろいろその内容をうちのほうでも精査しまして支障がないと。また、その営業、ふるさと公園の利用に際しても、活性化が見込まれると判断して認めた経緯がございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 残り時間が少なくなりましたので、もう一つだけしつこいようですけれども確認させてもらいたいんですが、昨年の回答で、具体的な対策案について委員会や村民、来村者からの幅広いニーズの意見を集約しながら十分検討すると、このような回答をいただいておりますが、十分検討した結果はどのような結果をまとめたのか教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 当時また違う別途のいろんなプラン等も浮上しておりましたが、そこら辺につきましては現在白紙になってございますので、また仕切り直して意見を集めて取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） なかなか難しいのはわかっているしつこく言わせていただいているんですが、本当に正直言ってあそこは見るに忍びないです。それともったいない。何とか策はないか。あそこの集客のメインを何か模索してないとか、それからできればあそこは児童遊園地ではないけれども、子供たちが喜べる遊園的な体制をとってやって集客を図るとか、それに伴っての駐車場の見直しをすとか、それからもう一つは農産物のこの前も言ったんですが、観光農園化の基地にしたらどうかとかいろいろなご提案をさせてもらったんですけども、何らかの対策案を模索して、あそこを盛り上げる、また活性化を図っていくべく私も地元議員として一生懸命やりたいと思いますので、執行部の皆さんにはそこら辺を前向きに検討していただいての対策をお願いしたいというふうに思います。

それから、最後にふるさと公園でもう一つしつこく。

先ほど廃道の話が課長がされたんですが、これも根強く廃道に対する廃止の要請が私のほうにも来ています。これはなぜかという、やはりあそこをただ単に廃道にただけであって、あそこの有効活用の図っている姿勢が見えないからそういう意見が出てくると思うんです。やはりあそこを廃道にしたにはしたらしく、したらしいなりの環境なり対策なり施策なりを見えるようにしてほしいというふうに思います。

それから、それについての何か考え方というか決断というんですか、そこら辺の判断をどうすべきか教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどの廃道の問題ですけれども、今、来年度予算に今私のほうへ上がってきておりまして、これについても安全対策と、廃道だけではなく、その活用についての検討を今させてもらってやるべく来年度で予算要求をしているところでございます。しているというとおかしいんですけれども、私のほうで認めたいというように考えております。

さらに、それ以上に高田議員おっしゃるとおりのことは、逆に高田議員もここまで出て言えないことがいろいろあるかと思うんですけれども、相当いい内容がございました。これについても私も乗るところでありましたけれども、ある違うところから邪魔が入りまして、それは完全にいいところだったんですけれども、もうできなくなりました。内容は申し上げませんが、本当に残念でございます。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） いろいろしつこい質問をさせていただいたんですが、何しろ私は地元の皆さんが苦しんでいる、また村民が苦しんでいる、また村民のため、またそこら辺のところを踏まえて、児童の安全対策等々を含めて、何とか前に進めて前進させたい。それには執行の皆さんも含めて、先ほど申しあげましたように、交通安全でいえば交通安全会へ、それから民生児童委員、それからここでお集まりの執行部の皆さんが協力して、今後もよりいいむらづくり、また児童の安全対策を今後少しでも考慮して対策を立てていければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で、1 番高田議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開を10時20分から行います。

午前10時1分休憩

午前10時20分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

質問順位 2 番南千晴さんの一般質問を許可いたします。

8 番南千晴さん。

〔8 番 南 千晴君登壇〕

○8 番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。8 番南千晴でございます。

村の乳がん検診は、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、40 歳以上の女性を対象に実施しています。実施回数は指針では 2 年に 1 回となっておりますが、村では毎年実施しております。子宮がんも同様に実施し、早期発見や受診率向上につながることを期待されております。乳がんは 40 代の罹患率が高いことから、指針では 40 歳以上 50 歳未満が 1 方向だけでなく 2 方向からのエックス線検査、いわゆるマンモグラフィーとなっております、50 歳以上からは 1 方向のみとなっております。

近年は、芸能人などの有名人が、がんなどの病気の公表をしたりしております。また、村民の方などのお話から、女性にとって子宮がんや乳がんなどは他人事ではないと考えさせられます。特に、本年は 30 代前半の子育て中の若い有名人が乳がんであることを公表し、その闘病中のブログが話題となっております。そのことにより、同世代の 30 代、または 20 代の女性や子育て世代の女性も、検診の対象でなくても乳がんになることがあると自身の健康や予防に関心を持っています。しかし、国の指針で対象外となる 40 歳未満は、セルフチェック、または自身で検診にかかる料金を払って受診する以外はありません。今回は、早期発見、早期治療につなげるためにも、がん検診の充実をしていただきたく登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8 番。

〔8 番 南 千晴君発言〕

○8 番（南 千晴君） まず最初に、がん検診についての女性のがん検診について質問をさせていただきます。

数年前より村では、女性のがん検診を 2 年に 1 度から毎年受けられるように変更されております。また、その後 500 円というワンコイン検診が始まりまして、平成 26 年度より無料化を行ってまいりました。このことにより受診率も増加していると考えますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 女性のがん検診についてということでございますが、子宮頸がん検診と乳がん検診を実施しております。先ほどの議員さんのご指摘のとおり、毎年検診を実施してきたところですが、国の指針の変更により、平成 17 年度からマンモグラフィーが導入されたということに

よるんですが、2年に1度の検診となりました。本村におきましては、受診する機会を確保し、がんを早期発見し早期治療に結びつけるために、平成21年度からまた毎年受診できるように体制を戻しております。

さらに、検診料のところですが、平成24、25年はワンコイン検診ということで、全ての検診を500円で受けられるように、そして26年度からは全部の検診を無料化ということで、住民の方の負担を軽減しまして、受診しやすい環境を整え、受診率が向上するように努めているところです。

平成27年度の検診受診率は、子宮頸がん検診は47.7%、前年度比で2.3%の増、乳がん検診は26と同じでしたが44.5%の受診率となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 子宮頸がん検診、乳がん検診ともにほかのがん検診に比べて高い受診率であるということがわかります。これは個別検診等を行っているというのも一つの要因ではないかなと私は考えております。

乳がん検診は、冒頭でも申しましたが、国の指針で40歳以上を対象に、40歳以上50歳未満については2方向からマンモグラフィーの検査を実施しているとのこと。50歳以上になりますと、マンモグラフィーの検査が1方向ということですが、こちらの1方向と2方向の撮影に関して、どのくらいの負担と申しますか、村で支払っている料金の差があるのかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） マンモグラフィー検査については、乳房のエックス線検診になりまして、一般的に乳房全体を広く映し出す斜め横から挟むような、内外斜位方向というところで撮影するのが40歳代、全部の方たちがその方向で撮影はしておりますが、40歳代の乳房は50歳以上に比べまして乳腺密度が高く、乳腺もがんだったりするその病変も白く映ってしまうためわかりにくいということで、より正確にがんを発見するために、内外斜位方向という1方向に加えまして、それでは映りにくい乳房内側を映し出す頭尾方向、上下でこう挟む、上下からの撮影のところを追加しているところ。です。

検診料金ということですが、1方向の撮影の場合は、今年度の検診単価でいきますと3,888円。2方向を移しますと5,832円となりまして、その差は1,944円となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長のほうから、1方向と2方向の料金の差1,944円ということでお話しい

ただきました。

がんに関しては、いろいろな機関等でも調査が行われていると思うんですけども、その国立がん研究センターがん対策情報センターのがん情報サービスによりますと、こちら2012年の年齢別の罹患率の全国推移になりますが、確かに40代が一番高く、40から44が129ポイント、45から49が214ポイント、そして50から54が187ポイント、55から59歳が185ポイントとなっております。そして、50代より60代のほうが罹患率が高く、60歳から64歳が205ポイント、65歳から69歳が195ポイントであり、70歳から74歳が181ポイントと、確かに40代が高いんですけども、ほかの年齢に関しても多くの発症といますか、罹患率が高いということがわかっております。やはり早期発見、早期治療のためには、2方向から撮影するほうが精度が高いということは確かなことだと思います。

これは住民の方からお聞きしたお話なんですけれども、毎年がん検診を受けていまして、50歳以上の方ですので1方向ということで受けていまして、去年、今まで何もなかったんですけども要精検が出て病院へ行ったところ、先ほど言った2方向目の、やはり1方向目でははっきり映っていなかった部分が2方向目ではかなりはっきり映ってがんの様子がわかったというお話を聞きました。調べたところ、乳がんは、正常な状態から早期の場合は非浸潤がんというほかにまだ細胞の中だけのがん、非浸潤がんと言うんですけども、それが進行しますと浸潤がんとなりまして、乳管から浸潤してしまう、私もこう医者ではないのでなかなか説明できないんですけども浸潤がんになって、さらに進みますと転移性がんということで、特に乳がんの場合、この転移というのが非常に怖い病気であります。その方も毎年受けていて初めてわかったんですけども、そのときにはもう非浸潤がんではなくて浸潤がんということで医者の診断があったということで、やはり早期といっても決して早いほうでもないですし、しこりの大きさがもう決して小さいほうではなかったというようなお話です。やはりそういった中で、もし前年度でもう一方向から撮っていれば、もしかしたら前年度のときにもっと早期の段階で発見できたのではないかなと思ってしまう、やはり浸潤がんになる前の非浸潤がんで見つけられたのではないかなと思ってしまうというお話を私も聞きまして、やはりこう年齢で区切らず、2方向から撮影できるほうが、早期発見につながるなということを思いました。

そこで、2方向の撮影なんですけれども、40歳以上50歳未満と限定せず、50歳以上の方でも2方向から撮影を受けられるようにすることはできないのか、村のほうのお考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 検診につきましては、あくまでもその時点での結果となりますので、その検診のときだけでその後1年がというそういう状況ではないと思いますので、乳がんについては同時に自己検査法等を皆様にお話をしながら、自分でもセルフチェックができるようなふうにお話をしているところではございます。

50歳以上の方も2方向というところですが、県内の状況というところではやはり2方向をやっ

るところではないと思いますので、あとは専門家の方のご意見等も聞きながら、50代以上の方も2方向を取り入れていくべきかどうかを今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 先ほど課長のほうから費用の部分も1方向と2方向だと違うという部分も説明いただきまして、もし50歳以上全員を対象に2方向でやるのであれば、かなり費用負担もあるなどというようなことは考えられます。全員というところ、非常に難しい部分もあるかとは思いますが、できれば2方向から撮影が受けられるようにしていただきたいと思いますが、例えば前年度所見があったとかそういった方とか希望者に対して何ていうんですかね、2方向から受けられるとか、そういった国の指針では対象ではない方も受けられるように何かしら考えていただきたいと思うんですが、そのあたりほかの市町村がやっている住民検診、ほとんど500円とかやはり1,000円負担という部分もありますので、例えば自分でその分は負担しても受けられるようなそういった状況にならないのか、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 若年を含めているような問題があるかとは思いますが、今現在国のほうでもそのような検査というんですか、検証というんですか、そういうものを行っているということを私も前に聞いたことがございます。そういうことを含めて、両方からできるような、そしてその経費の問題についてもどうするか、これらについてもある程度国の指針とかそういうものも今検証しているところがございますので、その辺も含めて検討はしていく必要があるというように思います。

そして、先ほど安田課長のほうから話がありましたけれども、自己検査というんですか、検診というんですかね、これをかなり進めていくことが、指導していくことが必要ではないかなというように先ほどの答弁を聞いて思ったんですけれども、そういうことも進めていきたい。逆に言うと、がんの場合に、逆に年に2度やったほうが良いというような話もよく聞いているんですけれども、それらも未然に防ぐような形の自己検査法等も指導しながらやっていくのが良いのかなというように考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長のほうから自己検査も大事だというふうなお話なんですけれども、例えばその国の指針の中にも、30代の女性についてはこの指針に規定する乳がん検診の対象とはならないものの、罹患率が上昇傾向にあることを踏まえ、自己触診、要はセルフチェックですね、そちらの重要性及び異常がある場合、専門医療機関への早期受診等に関する指導を行うことということで、これ

も指針の中に書いてあるんですけれども、確かにセルフチェックが重要ということは、ピンクリボンキャンペーンだとかそういったところでかなり啓発されてきているところではあります、働く30代の女性は、やはり妊娠とか出産、子育てという人生の中のそういった大きな自分の体にかかわる部分も一緒にそこを考えていかなければいけない世代でありますし、やはりセルフチェックが十分できるだけ日々の日常生活に余裕があるかという、やはり子育て中だったりすると大変忙しい日々を送っていると思います。

以前質問させていただいたときに、40歳以下はやはりマンモグラフィーの乳腺の関係で、余りマンモグラフィーが有効ではないというお話で、超音波検査、先ほど多分村長が国がそれを検討しているという話は多分超音波検査、いわゆるエコー検査のことだと思うんですけれども、そちらのほうがいいのではないかとというようなそういったこともあります。

いろいろ国の指針、国の指針というのを村のほうでおっしゃっていただいているんですけれども、いろいろな市町村の検診、今ホームページ上でどこの市町村も何歳からどんなような検査を、がん検診をやっているかというのはもうホームページを見ればわかる状況でありますので調べたところ、30代の方にやはり超音波検査を実施している市町村も私が調べただけで幾つか出てきたということは、県内ではないとは思いますが、そういった市町村があることもわかっております。

30代の方から先ほど冒頭でもお話ししましたように、芸能人の方が乳がんで、特にステージ4という重い闘病の報道を聞いてから心配になって、周りの方何人か行ったというお話を聞きまして、ただそのまま行っただけで検診を受けると、かなりの費用がかかってしまうというようなお話を聞きました。国の指針というのは、私はもう最低限やりなさいということではないかなと思うので、それ以外にしましてはやはり市町村の裁量の部分だと思うんですけれども、やはり本人が予防のため、また早期発見のためにそういった検診を受けたいといったときにも受けられるように、先ほどの50代以上の2方向もそうなんですけれども、やはりそういったことを村としても考えていただきたいと思うんですけれども、例えば予防接種のような、幾ら自己負担で幾らまで村が負担しますよという希望者に対する助成というやり方もあると思うので、それも含めて検討していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員おっしゃるとおり、それは内容についてはよくわかるんですけれども、これから検討していく上で、これを検査したからということだけではなく、その後の事後処理の問題とか、あるいはこの人がどういう検査を受けたとか、そういうところまでやっぱりデータとしてとる、そういうことも検討していかなければならないと私は個人的には思っています。そういう中において、安田課長のほうから聞いたら検討すると言っていいかと言ったらいいですと言うから、その事後処理を含めた、事後データのことも含めて私としては検討していかなければならないので、その点も含め

て安田課長のほうも自信があるらしいので、検討します。検討させてください。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 検討していただけるということで、確かにその後追いという部分も非常に重要だと思いますので、その点も含めて考えていただければと思います。

先ほどセルフチェックが重要だというお話だったんですけども、やはりセルフチェック、先生の視触診とかも同じなんですけれども、触ってわかるというのはある程度の大きさにならないとやっぱりわからないのではないかなと。それより精度がいいからマンモグラフィーを推奨してきたわけで、そういったことも含めて、特にとにかく早期で発見されること、若い世代はがんの進行もとても早いので、その点も踏まえて考えていっていただきたいと思います。

次の個別検診について質問させていただきます。

個別検診については、村では先ほどお話にありました子宮頸がん検診と乳がん検診について個別検診が受けられるようになっております。しかし、市町村によっては胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がんなども集団検診、または個別検診の2種類から選んで受けられるようになっております。前橋市などでもこれら2種類から受けられるようになっております。かかりつけ医などがある場合は、やはり個別検診でも対応が可能であると大変助かるというような声も村民の方から聞きます。医師会との調整もこういった部分では必要だということはお聞きしておりますが、村の個別検診の対応は進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在、がん検診の個別検診については、子宮頸がん検診と乳がん検診について実施をしております。胃がん検診につきましては、先ほどからも出ております国の指針というか、平成28年度2月4日に出ました指針において、胃がん検診の対象者は50歳以上とし、胃部エックス線、バリウム検査のことですが、または胃内視鏡検査、胃カメラ検査のことになりますが、このいずれかとする。ただし、バリウム検査については当分の間40歳以上として差し支えないとされておまして、これを受けまして村のほうでも胃カメラ検査のほうの実施について、現在渋川地区医師会への委託を検討しているところでございます。本年度の渋川地区医師会での実施は、17カ所の医院で受診可能となっているということです。

胃カメラ検査につきましては、病院に行っ胃カメラを受けて終わりということではなく、その画像を読影委員会ということで、読影医師によるダブルチェックが必須とされております。そのため、地区医師会への委託であれば、この検査をした医師のほか、2名の医師による読影委員会まで委託可能となっておりますので、検診のこの制度にのっとった制度として検診ができるところではございますが、こちらを契約ができていない個々の医療機関にそこまでのところをというところは、ちょっ

と困難になると考えられます。

胃がん検診のほかに胸部レントゲンやマンモグラフィー、マンモグラフィーは渋川医療センターで個別検診を実施していますが、それ以外の病院となりますと、この2つの検査も二重読影ということで、撮影費だけではなく2名以上の医師の読影が必要となっておりますので、そこを勘案しますと、契約以外の医療機関で実施することは、検診の精度が落ちてしまうことにもなりますので、現時点では難しいと思慮されます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 胃がん検診に関して胃カメラの部分で来年度から指針の中に盛り込まれて、それが個別検診ということですが、なかなか渋川医師会の中で読影という先ほど課長からも2名以上の医師の診断をしていただく必要があるということで、渋川医師会のみというようなお話ですが、やはり一度がんになられた方で渋川医師会以外の病院に定期的に検査に行っている方とかもいらっしやると思いますし、そういったことも踏まえると、やはり前橋、高崎も含めて個別検診ができればいいのではないかなと思いますし、例えば立てかえ払いというような方法、以前もあったんですけども、そのような形でもやはり難しいということなのではないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まずは主治医でがんになって経過観察というお話でしたが、そもそも検診ということですので、検診はそのスクリーニングをする場になりますので、既がんとか何か病名があって主治医にかかっている方については、がん検診を受けていただくということではなく、こちらはその主治医のもとでその検査を受けていただくということが一番ですし、そういう方は実際検診はお断りしている現状ではありますので、すみません、そこをまずは加えさせていただくことと、その立てかえ払いの件ですが、やはり個人の先生のところで二重読影ができるかどうかとなると、検診としての精度としては落ちてしまいますので、そこまでが確保できるかというところが問題になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） がん検診に関しましては何カ所かこうできるということで、まだ乳がん検診は1カ所しか渋川医師会内ではできないんですけども、そういった部分で多少選べる部分もあるのかなという部分はいたしますが、やはり前橋、高崎等でかかりつけで病院に行っている方もいらっしやるので、その辺も踏まえて一度考えていただきたいと思えます。

先ほど各市町村によって年齢に差があるというお話があったんですけども、前橋市ではもうやはり40歳以上から胃カメラの個別検診をもう既に今年度も実施しております。いろんな方にお話を聞きますと、もうバリウム自体が苦手で、バリウムはもう二度と飲みたくないから胃がん検診はしないよというようなお話も聞きまして、その辺は40歳から50歳はバリウムだけですというよりは、40歳から胃カメラも含めて個別検診で対応していただければと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 来年度に向けての検診内容については、現段階検討しているところではございますので、医師会との関係もありますので、その点も含めて4月以降に向けての検討をさらにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ一度決めてからまた年齢を拡大するというほうが非常に難しい部分もあると思っておりますので、最初の段階でそこも含めて考えていただければと思っておりますし、早くから受けることで受診率向上にもつながると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保育士の確保について質問させていただきます。

本年6月新聞報道がありまして、群馬県内の認可保育園と認定こども園の計416施設のうち、各園が計画どおりに確保できなかった保育士数が191人に上がることが県の調査でわかったそうであります。結局各園が望む人員体制になっていないということがわかりました。

私も本村にある保育園の園長より話を伺ったんですけども、保育士を募集しているが、なかなか人が見つからず、もう春からずっと募集をしているんだけど決まらないというお話を聞きました。0、1歳児のクラスに入りたいと希望している人が子育て支援に来ているんだけど、保育士が0、1歳児になると3人に対して1人という配置になるので、受け入れると1人を確保できないと受け入れられないんだということで待ってもらっている状況があるというお話を聞きまして、やはり待機児童はゼロと聞いていたのに待機している方がいるんだなという部分から調べたところ、育休中、待っている間に育休を延ばした人、また、きょうだいと同じところに入れたいんだけどもっぱいで入れないよという人は、待機児童には計算されないそうなんですよね。それを潜在的待機児童というふうに今言われているんですけども、村でもこのあたりをきちんと把握しているのか、まずお伺いします。

○議長（金井佐則君） 久保田住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 現在の保育園の児童の受け入れ状況でございますけれども、女性

の社会進出の増加、共働きの家庭がふえたこと、また不景気により退職するよりも働くことを選択する女性がふえたことなどもあり増加傾向にありますが、保育園としては、児童の受け入れ可能の範囲内で運営ができています、そんな状況にあるかと思えます。

このような中、保育士の確保につきましては、児童の定員管理の面からも必須条件となっております。しかし、保育士の需要は高いものの、一方では、他産業との賃金格差等から、保育士資格を取得しても保育士として就職を選択しなかったり、保育士自身の出産や結婚によりやむなく休職や退職、転職をするケースも少なくなく、緊急に保育士が必要となるということもあり、人材の確保には苦労していると聞いております。

保育園では、保育士の確保のため、独自にハローワークや群馬県社協のマンパワーセンターに求人を出したり、保育園相互のつながりの中で必要な人材の情報交換等を行いまして、人材の確保に努めていると聞いております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 範囲内ということなんですけれども、結局施設の面積が足りないとか定員が足りないとかではなくて、保育士が足りないから入れない。保育士の人数に対する受け入れまでは全員入れているから範囲内ということなんだと私はそう認識しているんですけれども、以前はそういった定員の数だったり面積でぎりぎりということで、榛東でも待機児童に関して問題となったんですけれども、今この保育士不足、群馬県だけではないですし榛東村だけでもないんですけれども、東京とか人口が多いところ、そういったところで保育士不足ということで、数年前から独自で東京23区の区、自治体によっては保育士の宿舍の借り上げの支援制度をやっていたり、修学資金貸付制度などの導入なども始まっています。今年度から群馬県も保育人材確保のために、そういった修学資金の貸し付け事業を新たにやっているんですけれども、やはり実際現場で足りないという話を聞きますと、給料だったり処遇がいいところにどうしても行ってしまうものもあるのかなと。今北関東にそういった首都圏というか、東京近郊の人口が多いところの地域が、北関東に保育士の募集をかけているというような状況もあるようなので、これも報道されていたんですけれども、そういった懸念が大変あるなと思っています。

村でもやはり先ほど課長の答弁だと、保育園はそうやって努力をしていますよと、保育園はというお話だったんですけれども、じゃ、保育園だけの努力で確保しろということなのか。そういった本当に足りないところは、自治体も含めて真剣に保育士確保、人材育成をやっているわけで、村としてもやはり保育園と協力しながら、保育士の確保について真剣に考えていかなければいけないと思うんですけれども、やはりそこは各園民営化しているから、各園ということで村は認識しているのか。そのあたりどのように今後していく考えなのか、村の考えをお話いただければと思います。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 村としての考えなんですけれども、村としても保育士の就職率、定着率の向上には、さまざまな角度から改善が必要であると考えております。保育の質を向上する上でも、保育士の確保は必要不可欠と考えております。村内の保育園は民営保育園ということでございまして、村としても職場の環境の改善を図って、保育士が継続して働き続けられるような支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 園と協力して、やはりいろいろ先ほど課長は支援というお話だったんですけども考えていっていただきたいということと、やはり村長、子供を育てるなら榛東村ということ掲げている中で、保育士がいないから保育園に入れないというお子さんが現にいるというのは、非常に働く女性だってその分育児休暇を延ばしている状況で、国を挙げて女性活躍だと言っている中で、何かちょっとやはり制度の中でまだまだ足りていない部分があるなと思いますので、その辺細かい部分だとは思いますが、しっかり3園の状況を把握しまして、村としてできることをしていただきたいと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） よく実態を調査というんですか、私もそれに入れれないということがよくわかっておりませんでしたので、待機児童はいないというようなことをずっと言ってきたんですけども、いないということは保育園で受け入れられる人はみんな入っていますよということらしいので、その辺はよく実態を調査したいというように思っています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） ぜひ実態を、先ほど言いました潜在的待機児童というんですか、待機児童と国が定める中に入らない方も含めた潜在的待機児童も含めて村としてしっかり把握しながら、受け入れをまた保育園と調整しながら、やっていっていただきたいと思います。

続きまして、子育て世代包括支援センターについてお伺いします。

こちらは、児童福祉法の一部を改正する法律が本年5月27日に成立しまして、内容としては、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生防止から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、そして児童福祉法の理念を明確化するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために、母子健康包括支援センター、こちらは法律上では母子健康包括支援センターというんですけども、イコール子育て世代包括支援センターのことです。こちらの全国展開、市町

村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置が講じられるということです。この中に、市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置に努めるもの、また、さらに児童に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとあります。後者は、こちらの子育て世代包括支援センターでも兼ねることができるということをお聞きしました。

この子育て世代包括支援センターなんですけれども、32年度までに全国に展開をしていくということなんですけれども、榛東村でも設置に向けて動いていかなければいけない。もちろんいくと思っておりますが、このセンターをどのような役割を担うものなのか、簡単に説明していただければと思います。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 子育て世代包括支援センターということですが、今議員さんがおっしゃったように、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には要支援プラン等を作成したり、地域の包括的支援体制を構築するというので、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うところというふうに認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 全ての妊産婦が対象となるといったことで、現状保健センターのほうでもいろいろ心配があったりする妊産婦を含めて、保健師を含めていろいろと細かい相談に乗ってくださったり訪問したりということではしているということは認識しているんですけれども、この新しくなる子育て世代包括支援センターは全てのやはり妊産婦が対象ということで、現状の保健相談センターの体制だけでは対応できないのではないかなと思っております。先行でもう幾つかの自治体がこのセンターを設置しておりまして、そういったところを見ますと、やはり保健師だけではなくて、助産師だったり栄養士だったり、そういった資格を持った方がセンターの職員として配置されている状況も見られます。先ほど保育士の人材確保が難しいというお話もしたんですけれども、やはり村も早目にこういった人材確保と設置に向けて体制を整えていかなければいけないと思うんですが、そのあたり今後どのように進めていく考えでいるのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 子育て世代包括支援センターの職員ということでございますが、現在保健相談センターのほうでは、保健師及び管理栄養士で妊娠期から子育て、また成人全てですけれども当たらせていただく中で、妊娠期の方には県の助産師会に委託をしながら、赤ちゃん訪問や両親学級等の講師などお願いしているところがございますが、今後どのような設置でどのような配置でというところは検討していくところになるんですけれども、そういった地区の助産師会の方や歯科衛生

士会の方など、いろんな職種の方とのつながりがございますので、そちらのほうと連携もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 配置といいますか、保健師だったり助産師だったり栄養士だったりそういった採用に関しては、やはり村長の考えといいますか、そういった部分も大きいと思いますので、数年前一時期保健師を増員したということでお話があったんですけども、その後ちょっと人数が減っているということと、保健師ですけども安田課長は課長という管理職になっているという部分で、このあたりの今の体制ではかなり厳しいものがあるのではないかなと思っているんですけども、そのあたり保健師、または助産師等の配置に関しまして、今後どのように村は考えているのか、村長の考えをお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては、核家族が進んだりいろいろな中で子育てというものは大事だ、そして私も子供が大好きだという中で、こういうことは検討していく必要があるというように考えております。

今現在地域のつながりの希薄化というんですか、これは核家族とも連動してくるんですけども、そういう中で、妊娠から子育て期までの支援というものは、関係機関が連携しながら切れ目のない施策をやっていくことが大切だというように思っております。この設置等を含めて検討していく必要があるというように考えています。

そして、実際のところ、議員がおっしゃったとおり、保健師採用について今年度、来年度に向けて採用試験を行いまして、これはこの中でいろんなものがどういうものができるかというところでやらせてもらったんですけども、実際応募した人が何人かいたんですけども、実際に試験に来てくれた人は3人しかありませんでした。これについてはよく調査して、その技量とか、そういうものを考え方を調査して、とれる者についてはなるべく多くとって、それでこの中でも育てるようなやり方でやるということでありまして、人手不足というものは否めない。募集してもいないということが現実でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） これも子育て世代包括支援センターも32年までに全国の市町村にというお話なので、みんなこの市町村もそういった人材の確保にまた同じように取り組んでくるということで、国が示している中でも実際の人材が足りないという部分は、もう非常に先ほどの保育士もそうなんで

すけれども、人材確保が難しいというのは今の課題といたしますか、そういったことになっていると思います。ただやはり早目にそういったものも含めて人材を確保し、センターが始まるまでに教育といたしますか育成していただきながら、村民のためになる包括センターにしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、リユースの食器についてお伺いいたします。

環境省が行いました平成26年度における一般廃棄物ごみの排出処理の状況の調査結果を見ますと、群馬県は全国でワースト2位でした。リサイクル率も全国ワースト10位という結果でありました。

そもそも群馬県がワーストに位置している中で榛東村を調べたところ、排出量は10番目ということで、上から10位ということだったんですけれども、リサイクル率は35市町村中34位ということで、非常に榛東村はこのリサイクル率が悪いということがわかっております。

23日にエコフェスタが開催されました。また、10月には村づくり祭があつて、そこではエコ容器、そういったものを利用してイベントをしていたんですけれども、全庁的に全てのイベントでこのように環境に配慮した容器だったりそういったものを利用しているかという、まだまだ全部という部分はないと思っております。やはり村民にまずごみの減量化というお話をする前に、村の行事だったりイベントからまずごみを減らす活動というのが必要だと思っております。

エコ容器というのを村づくり祭では使っているんですけれども、最近ではリユースの食器、そういったものの利用もイベント等でふえてきておりますので、それも踏まえてまずは全庁的に取り組んでいただきたいなと思います。

それを1点お伺いしたいということと、もう一つ前橋市や伊勢崎市では、このイベントのごみを減らすために、自治会だったり学校だったりNPOだったり行事に参加するときに、リユース食器を借りる場合、レンタル料の補助というのをしております。そういった中でごみを減らして、リユース、そういった環境意識を身につけていきたいと思いますということで、住民にもそういった活動を促しているんですけれども、このあたり村としてもぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） リユース食器ということでございます。

確かにリユース食器を導入いたしますと、イベント等の開催に起因するごみの量というものは抑制されるということとされます。まず、村のイベントで使用するというのも考えられるわけでございますけれども、別にレンタル料金や破損等による経費面等もございまして、リユース食器の導入に当たっては、十分検討をしてみたいと考えております。

また、各行政区のイベント等でございますけれども、環境美化推進協議会等の会議においても、こういうリユース食器の紹介等を行いまして周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上で、8番南千晴さんの一般質問を終了いたしました。

ここで、少し早いですがけれども昼食休憩といたします。午後は1時から行います。

なお、先ほどこの屋上で大きな音がしたんですけれども、今職員が精査をしておると。それがわかり次第報告をするということでございまして、今のところ何の問題はありません。

以上。

午前11時11分休憩

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 昼食休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

質問順位3番 杉井保夫君の一般質問を許可いたします。

3番 杉井保夫君。

〔3番 杉井保夫君登壇〕

○3番（杉井保夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。3番自衛隊出身議員の杉井です。本日もよろしくお願ひいたします。

さて、ことしは雪の到来が早いという感じがいたしております。24日に榛東村でも約8センチぐらい積もった。そういう中で12区はもうちょっと積もっていたのかなという感じがします。なぜかと言いますと、昼過ぎに建設業界が速やかに12区のほうに上がって行って、除雪をしていたという情報をいただきました。速やかな対応であったんだなという感じがしております。

こういう中で全国的には、けさ村長も言われましたけれども、あらゆる地域で地震が起きている。北海道、東日本のときの福島沖、そして九州とまたまた被害が出ているのに驚いています。

その中私が一番今驚いておるのが高齢者のドライバーの事故の多発でございます。非常にあちこちで、自分の誘導していた奥さんをひいてしまったり、こういう事案が非常に起きています。群馬県でも高崎で事故が起きているのは皆さん承知のとおりだと思います。

そういう中で群馬県は全国でも免許の保有率70.62という保有率を持って、全国で1番でございます。そして、この事故が多発している中で群馬県は、昨年、ことしと免許の返納率がすごい多ございます。昨年在3,318名の人たちが免許を返納しております。ことしが1月から10月末までの間に、もう既に3,404名の方が免許を返納しているという状況でございます。

なぜ免許証を返納するのかと言うと、もう必要ない、それと身体的能力の低下、家族に言われてとこの3つだそうなんです。一番多い返納する年齢別に言いますと、群馬県で80歳から85歳、これが864名だそうなんです。そして、次に多いのが70歳から75歳、これが856名で2番だそうなんです。もちろん皆さん90歳以上の人はどうするんだと、125名いらっしゃるそうです。

そういう中でこれがまた社会問題として高齢者ドライバーの事故が多くなるということになると、

群馬県でも4分の1の人がもう65歳以上の高齢者なんです、免許取得者の。そうすると、その波が我が榛東村にも押し寄せてくるのは時間的問題であろうと今判断をしております。

しかしながら、今前橋、高崎はタクシーとバス券を免許返納した人には交付をしているとこういうことはやっておるんですけども、こういうのも工夫としてはいいんだろうと私は思っています。ただし、高齢者から免許と車をとってしまったら自由に行動できないので、そのストレスで病気になる方がすごいいらっしゃる、こういう話も聞いています。

そういう中で私は私なりにいろいろ考えながら、自動操縦というものもあります、しかしながら、お金がかかってそうもいかないんで、いろいろ考えながら村のほうに助言を私なりに与えさせていただいて、これを速やかに打破していくようなものをつくっていきなるところに私自身思っております。これがやっぱり榛東村にとってもは畑行かれて、あと田んぼ行かれて農作業する方に車がなかったら勝負にならないだろうということも含めて、今後榛東村の課題になってくるだろうと今思っております。

前置き長くなりましたけれども、本日については村政の透明化、2点目がふるさと納税、3点目が榛東村の観光PR、この3点について自席に戻って質問を継続させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ここで言う私の村政の透明化というのは、村民軽視とか議会軽視とかこういうものでは一切ありません。ただ、村からの情報不足で村民の方がどうなっている、議員もどうなっているということがあっては困るので、一応質問させていただきたい、そういう意味での村政の透明化とご理解をいただきたいと思ひます。

まず、上毛新聞の10月30日の新聞に、高崎市と榛東村に基地交付金1億円という記事が載っております。これについてはまさに国有提供施設と所在市町村助成交付金これだと思ひます。それで、昨年度が6,807万6,000円の当初予算額に対して6,849万1,000円、41万5,000円の増です。本年度が当初の予算額が6,800万に対して、先日7,403万9,000円という上毛新聞に載っていた金額なんです。当初予算額の603万9,000円これを榛東村は交付金としていただいているわけですけども、自衛隊の使っている施設、固定資産税とれませんから、それにかわる交付金という認識の中でなぜ毎回毎回地積的には同じなのにずっと6,800万なり、7,300万なりいただけるのか、これについて企画財政課長、説明お願ひします。

○議長（金井佐則君） 清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） いわゆる基地交付金でございますけれども、こちらの交付の根拠といたしまして、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律というものに基いて交付をされ

ているものでございます。本村に該当する部分のみ申し上げますと、自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産が所在する市町村に対して、政令の定めるところにより当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して交付するというところでございます。

今、今年度、それから昨年度の交付額についてお話しいただきましたけれども、こちら平成12年度、平成13年3月23日に師団から旅団に改編がなされたわけでございますが、平成12年度までにつきましては2,100万円前後で推移をしていたものでございます。旅団化に改編されて飛行場が整備されたということがございまして、平成13年度は5,700万という額が交付されてきているわけでございます。その後、14、15、16年度につきましては6,113万1,000円と同額でございましたが、17年度以降は変動しておりまして、議員ご指摘のとおり本年度につきましては、前年度に比べまして590万ほど増額されてございます。

これがなぜ面積が変わっていないのに変動するのかというお尋ねでございますが、こちらの明確な算定根拠と言うんでしょうか、積算根拠というのが地方には示されておりませんので、もらった分だけと言うんでしょうか、交付された分だけというような形になっているわけですが、考えられますのは予算規模そのものは国全体で一定の予算額であろうと、それを面積割等々ではじいた部分があると、それ以外で変動する要素といたしまして法律に書かれてございますけれども、当該市町村の財政の状況等を考慮してというところで面積が変わらずとも、額が増減するものというふうに考えてございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今課長のほうから明確なその理由というのではないというお話の中で、例えば群馬県の選出の国会議員の先生が努力されたり、村長が努力されれば、これが例えば六百何十万が700万になったりするものなんですか、課長。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） その点については村として承知しておりませんので、あくまでも積算根拠が国として持っているものでございますから、その積算根拠に基づいて交付額が決定されているものと考えるところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） ということは、不明確というのは努力とか何とかすれば、たとえ50万でも100万でも榛東村に来やすいというふうに村長、私は理解してよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては不明確と言われればそのとおりですけれども、実際のところは各県の今で言う市町村課のところで算定をして、申請しているということが現実でございます。

そして、国のほうにおいては予算の中でということありまして、私がやっているときにはたしか全国でこの交付金が200億円というような状況でございました。それを県のほうである程度算定をして出すということでございますけれども、各市町村の予算とかそういう事情に応じてそれが分かるといものが現実でございます。これについては、県、あるいは国のほうへ言ったことによってこういう理由だから、これを増額してくれということは今までもやってきております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） わかりました。

それでは、2点目のスラグ関係について。

これは「広報しんとう」9月号なんです。それで、私もこれを見て初めてこの数値的なもの明確に議員としてこの9月号見させていただいて確認をしたんですけれども、村からのお知らせ「榛東村におけるスラグ混入碎石の使用状況について」、概要と今後の対応が出ているんです。そういう中でブルーの線は基準値以上です、こう書かれて各議員、村民の方に配られておるわけですけれども、これを見た人が基本的にはこの数値以上に上がっている箇所5カ所とか、この今後の対応については個別協定を締結し、大同と、県環境森林部からの助言等を受けながら適切に対応していきます、いい回答だと思うんです。

これを見たら、でも、村民は不安に思います。なぜかと言ったら対応措置を考えていないです。このブルーのところの基準値以上というのは直接身体に影響あるない、全然書かれていません、ここに。ただ、数値的なものはここへとんと載っているだけです。これを榛東広報で村からのお知らせで流しましたけれども、建設課長、この辺の村民の不安というのは考えられましたか、どうですか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 今回の広報でのお知らせにつきましては、スラグの使用箇所の5カ所ということで使用箇所を明確にしたものでございまして、また、その環境調査結果の数値をお知らせをしたものでございます。

今後の対応につきましては当然あるわけですけれども、県の対応方針を参考にしまして、大同特殊鋼と工事箇所ごとに当然県の助言を受けながら個別協定を実施したいと考えているんですけれども、現在その大同特殊鋼と対応については協議中でございます。

村民の不安につきましては、この使用状況についての内容の中では特には示してはございません。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時16分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） 私はこのスラグ関係については、やっぱり住民に不安を与えるような文書等は極力控えていただきたい。それと、もう一つは、なるべく措置、今後の対応というのは明確にしていきたい、これを今後お願いをして、この質問については終わります。

次は、防犯カメラの状況です。

防犯カメラについては、総務課長、私何度も言っておりましたけれども、村の入り口に「榛東村防犯カメラ作動中」とかという大きな看板をつけていただいて、抑止力を増大していただきたいというのを何度も言っているんですけども、この計画についてはどうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 大きな防犯カメラ設置の看板についてですが、現在進行中でありまして。今年度中にはつけたいと思います。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） よろしくお願いをいたします。

そういう中で、27年度、1,080万を使って防犯カメラ35基これを設置をして、今榛東村35基が動いているという状況、これでよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 前年度設置いたしました防犯カメラについては現在動いておりまして、仕様書どおりの購入、設置で工事を完了しております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） このメンテナンスについては、今もそうなんですけれども、今後どのように考えられていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの現状ですと、外見から稼働状況を見分けることができない機器でございます。今後LEDランプ等を機器に設置して、通電状況が現地で確認できるように簡易的

な改良を考えております。

また、今年度も新規設置の予定がありますが、今年度の設置予定の防犯カメラにつきましては、稼働状況が現地で確認できる仕様の製品を導入していく予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 当初、この防犯カメラについては動いているか、動いていないか確認できないんです。それで、例えば年間のメンテナンスがどのぐらいするかというのを多分総務課長も見積もっていらっしゃると思うんです。それを踏まえると、今後何年もメンテナンス代かけていくよりは、やっぱり下からなら下から作動中とわかる防犯カメラにしなきゃいけないとこういう総務課長のご判断でやられているんだと思うんですけれども、非常に先行性あってよろしいと思います。

今後、教育委員会も同じように防犯カメラ、28年度予算で1,000万以上つけようとしている中で、やっぱりそのメンテナンス云々については、よく総務課と話し合いながらやっていっていただきたいなどこのように思います。

次にいきます。

この間、上毛新聞の11月4日の新聞に、災害時の行政機能維持計画策定とこう出たんです。その中で、9市町村が計画をつくっているけれども、ほかの市町村は全然つくっていないと、ただし、やっていない26市町村のうち伊勢崎、太田、藤岡、みどり、榛東、吉岡、上野、下仁田の8市町村は本年度中の策定を目指しているという。私もこの災害時の行政機能の維持というのは初めて聞くんですけれども、どういうものなんですか、これ。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの災害時の業務継続計画でございますが、重要6要素とありまして、1つ目は村長不在のときの明確な代行順位及び職員の参集体制、2つ目といたしまして、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目が電気、水、水道等の確保、4つ目が災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目が重要な行政のデータのバックアップ、6つ目が非常時優先業務の整理とこのようなものを盛り込んだ業務計画になる予定でございますが、本年度中に策定していきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） 基本的にはこういうことだと思うんです。業務継続計画とは、大規模災害など緊急事態でも重要業務が継続できること、業務が中断しても影響を極力抑えることができる計画、代替施設、人材の確保、優先する業務、こういうものなどを盛り込むとこれが計画だそうです。

そういう中で、この1階にある防火扉があるああいう中に重要書類は全部入れておいて、火事云々があっても基本的には業務が継続できますという計画なんだと思うんです。

この28年度中にこの計画は課長、できるんですか、新聞どおりに。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 今私が把握しているのはただいま申し上げた6要素をまずは計画していくというところで、細かい部分まではちょっと今のところ把握してございません。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 非常にこの計画は大事な計画だと私も思っています。村は総合防災訓練等やる域まで達しているという中で、やはり各課で足元を固めるものは固めておかないと開きが出てくるというふうに思いますので、確実に新聞に示してあるとおりの計画については作成していただきたい、早目をお願いをします。

次がけさ村長、冒頭の挨拶で言われておったんですけども、災害時支援等の8町村の協定これをつなげたということなんです。私はこの11月15日に災害時支援で8町村が協定をつなげたという上毛新聞に出ているんですけども、一番気になっておるのが、「これは部会長の金井下仁田町長が中心になって、8町村、榛東、上野、下仁田、長野原、草津、片品、千代田、大泉、災害時における相互応援に関する協定を締結した。8町村のいずれかで災害が発生した場合、被災町村からの要請を機に他町村が迅速な復旧活動を行うなど相互に支援するのが狙いである。派遣した人員などの経費については応援側の町村が負担する。締結は10月に行われた。」

この文章に若干ひっかかる場所がある。要は支援したほうがお金を払うんです、これ、ここに書いてあるんです。となると、これ金がかかる話なので、議会を通ってもいいと私は思っているんです。それ以外にも情報として協定を結ぶ前に議会これを通ってもいいと私は村長、思うんですけども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この協定については、1つは8町村でつなげたということは町村会23町村、その中に部会がありまして、このつなげたところは産業部会というところで8町村でございます。そういう中で産業とかそういうもの、これから冬場に向かって特に雪を対象にした機械の融通とかそういうものをやった協定でございます。そして、これが23町村に全部広がればいいなということで、まず先行して産業部会でやりましょうということで、このようなことを決めてやったということです。

そして、費用負担ですけども、とりあえず原則としてということも入れてあります。原則として出すほうが、応援するほうが費用負担をとりあえず出す、そしてその後において、激甚災害とかそう

いうもので国からの補助とかそういうものも来ることがありますので、それらについてその後検討しましょう。とりあえず、今費用分担について話し合いができていないからということじゃ、すぐ出動できない、とりあえず原則として出したほうが1回出しておきましょうということの意味の費用負担ということになっております。これはこのような協定を結ぶときは、全国どこでもこのようなやり方をしているということでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） この辺で肝心な文面をここで流すんですけども、やはりその間には11月1日の臨時議会もあるし、やっぱり総務産建の委員会もある話ですので、1枚ペーパーで議員に見せていただければわかる話なので、議会軽視なんて私は言うつもりは一切ありません、要は情報として流したほうが私はいいと思うんです、こういういいことをやるわけですから。だから、いいことをやるのにおかしいと思われるのはこれ非常におかしな話だと思うんです。だから、情報を提供すれば基本的にはいい話なんです。その辺も含めて、やっぱり私は臨時会なりに1枚ペーパーでも説明不足かなとこういう感じはしております。

ということで次は6項目、朝から防災訓練の話もあるんですけども、防災訓練12月10日に実施をされると。私は議員になってからずっと申しておったんですけども、やっとここで前回、前々回、南議員も質問されて、防災訓練やっていただけることになったんですけども、実はよく考えてみると我々11月17日にこれ見たんです。防災訓練12月10日にあります。議員は12月10日ご案内で来ているんです。ただし、防災訓練云々何やるのと村民から聞かれたときに、何にも議員は情報がないわけなんです。こういう面から言うと、やはり情報の提供を怠っているんじゃないかというのが私の気持ちなんです。

それと、もっと早くからやっていたら11月1日の臨時会でこの総合防災訓練のための補正も組めるだろうし、皆さんに意思の徹底もできるだろうし、北茨城については議員は災害時どう動くんだという計画までこの間、地方議員のこれに出ていますね。要は情報収集というのは議員の役目、コミセンで皆さん村民の意見を聞くのは議員の役目とかとやっぱりあるわけです、これ載っているわけです。そういうことも含めれば、やっぱり議員の皆さんにも早目に情報提供していただければいろいろ考えることもできると思うんです。その辺も含めて私は遅いと、村民に知らせる時期も遅いと思うんですけども、総務課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 周知が議員さんにお知らせするのが遅くなったことは申しわけないと思っております。

今回の防災訓練につきましては、訓練の内容といたしまして自衛隊を初め、防災関係機関との連携

の強化を図るとともに、招待者及び出席者に対して防災意識の醸成、意識向上、正しい防災知識の提供を行うのが実施する目的でございます、もっと早くお知らせしておくべきだったのかなと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） やはり真塩村長は自衛隊との共存共栄という中で情報の交換を相当されているんです。それで、それに甘んじて今言う俺が決めるからいいという話じゃなくて、やっぱりスタッフはスタッフなりに動いて、再考いただいて動いていかないと後手、後手になっていくんです。そういう中でやっぱり自衛隊とのコミュニケーション相当村長はいい話ですから、それに甘んずることなく、私はしっかりと周りがサポートしていただきたい、こうに思います。それがあればやはりこういう後手、後手を踏むようなことはないと思います。ちゃんと補正を組んで、値段はいいです、これだけ相当金かかると思うんです、村中に配ったら。そういうのを含めてやはり先手、先手でやっていただきたい。副村長、どうですか、これについては。

○議長（金井佐則君） 倉持直美副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 今回の防災訓練につきましては議会のほうから防災訓練を実施したらどうだというような指摘がありましたので、これを踏まえ実施する方向になったということで、実際の話は7月の後半になってから自衛隊等々協議が入りまして、非常にその中でも短期間で実施の運びとなったということでございます。

ということで、今回初回ということで主に村と自衛隊、広域消防、渋川警察、日赤群馬支社等の連携、情報の共有を中心として実施するところでございます。訓練実施まで余り時間がなかったため、住民参加の計画ができなかったのが現状でございます。

次回においては、この経験を生かし、体育館等、また村民ホール等を利用し、避難所の開設等を考え、家族ごとに間仕切り等実施し、そこに入っただく体験等も実施していきたいと考えております。今回は初回ということで基本的な流れを見ていただきますが、次回には今回の防災訓練の問題点を洗い出し、実際起こり得る災害を想定し、より充実した防災訓練にしていきたいというような考え方でおります。

ですので、訓練内容というのが実際固まってきたのが11月に入ってからということで、非常に遅くなってしまったということは問題点があったかなと。今後はより早く訓練内容等十分検討しながら計画を練っていきたいという考え方でおります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） やっぱり主体がどこにあるかが一番問題だと思うんです。主体はやはり村民なんです。村民にこういうものは早く伝える、こういう気持ちがなければやっぱり絵に描いた餅になるかと思うんです。その辺はやっぱり注意していただきたい、このように思います。

情報提供の最後は村長の公約についてなんです。

私9月の冒頭にもお話をさせていただいたんですけれども、村長の公約については例えば国保税、給食費、給食費も下げました、国保税も下げました、子育て支援事業、見守り隊、防犯カメラ、書面の上では90%はもう確立されているんだなとこう第三者は判断すると思います。しかしながら、よく考えれば例えばアレルギー問題、給食センターの、こういうのも入れると、いやそこまではいっていないよこう言われる方もいらっしゃると思います。ただし、大きく見たら90%は私は達成していると思います。

そういう中で前回、田中角栄と石原裕次郎の例を出させていただいたんですけれども、やっぱり村民は夢を求めるんです。ですので、やっぱり今のままで終わることなく、情報を発信をして、俺は第3子だけじゃない、この村の給食費については第1子も第2子も無料に近づけるんだ、無料にするんだと、国保税をもっと下げますよ、防犯カメラについても不法投棄するところも防犯カメラ設置していくんだとこういうような公約にあるものについて100%云々じゃなくて、今後情報を発信するこの気持ち、村長ありますか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 杉井議員の応援的な発言ありがとうございました。

これについては、国保税とかそういうものについてもさらに一層の努力をしていかななくてはならない。そして、私アレルギー問題を取り上げて、給食センターの改築というのか、新しいところでやっていく、それには榛東だけでなく、吉岡のアレルギーの人、これたしか何十人と調べてあるんですけれども、それらも含めて1つのところでできたらなということが今でも相談をしているところでございます。

そういう中において、国保税についてはたしかこれは各県1つでやるというような今構想がなされているというところで、どのぐらいしていいのかなということも考えております。さらにこれは基金の問題とかそういうもの絡めてこれについてはやっていきたい。

そして、防犯灯の問題とかカメラの問題、これについてはまだまだ足りるものじゃございません。これらについてもさらに充実して、つけたところによって逆にそれを違う、こういうところもつけてもらいたいというのが大分来ております。これらも精査をしながら毎年毎年実施をしていく。逆にこれつけてもらって困るという人がちょっとおりました。これらについても精査していくというところで今後もこれに甘えることなく、順次皆さんのいろいろな意見等も聞きながら、いろいろなこれから施策を公約ということじゃなく、実施していかななくてはならないというように考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 住民説明会等を含めて情報の伝達場所はいっぱいありますので、やはりそういうことを村民の方々に情報発信をしないともう全部云々だからいいよという話になりますので、その辺の情報発信についてはよろしくお願いをいたします。

それでは、ふるさと納税についてお聞きをしたいと思います。

ふるさと納税については今回議案書の中にも当初2億8,000万、今回2億3,800万の補正、それに基づいて年度は5億1,800万これのふるさと納税が28年度は計画予定をされておるんですけども、課長、現在どのような状況になっていますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議員さんのおっしゃるとおり、今回補正で追加計上しております。

寄附額につきましては、10月末現在で1億8,889万2,000円、前年同期の1億2,702万7,000円を6,186万5,000円上回り、前年同期の149%に至っております。返礼品につきましては10月末までの寄附件数2万1,021件のうち、生肉関係が9,941件で全体の47%を占めるなど人気が続いております。

「さとふる」が紹介している返礼品のカテゴリー別人気ランキングでも生肉や生卵がベストテン内もしくはベスト20位内に入っております、今後も人気が続くものと期待している次第です。

なお、「さとふる」のトップ画面は9月29日にブドウの写真から稲穂とマンジュシャゲの写真に切りかえております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 今後のふるさと納税の考え方はどのように課長、考えていますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 寄附額に対する考え方は推測できないところに難点がございます。ただ、本村と交流している茨城県大洗町では、2014年のふるさと納税の寄附額が763万1,000円でしたが、アニメとコラボした返礼品等を開発したところ、2015年が2億264万6,000円と26倍に跳ね上がった例もありますので、返礼品の開発も無視できないものと考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） このふるさと納税の今後についてなんですけれども、要は例えば今回補正が通れば5億1,800万のふるさと納税額ということが榛東村上がるんです。そういう中で榛東村はその

半分約2億6,000万弱、これが本来であれば榛東村の生産者に入る予定なんです。ところが、一部この肉関係で49.何%を今占めているわけです。そうすると、例えば一部のほうに流れていってしまってそれが、村全般の生産者には2億6,000万弱は入らないという状況なんです。

それで、先月、石川県の津幡町というところに研修に行っていました。要は津幡町はもちろん人口も3万7,000、面積も110.59キロ平米、世帯数にしても1万1,940、うちより2.何倍も大きな町です。しかしながら、ふるさと納税については何百万の今時代です、この津幡町は。しかし、今始めようとしているのが津幡町の特産で米と酒だけなんです、2つで今やっている。ところが、今後どのようにするかという中で建具、障子だのも含めて10品目をブランド化して、認定をされれば返礼品として出すという話なんです。これは要は町が絡んでいる。

例えば今返礼品の中で1万円納税してくれた人には5,000円を出すんです。そういう中で肉が1キロありました、肉が高くなりましたから肉を800に落とすんです。これは中間業者のさとふるさんと生産者がやっているんです。この認定されないもの以外は返礼品として出さないという契約があれば村を通っていくわけですから、これはやっぱり変わってくるんです、ふるさと納税のやり方が。この辺も含めてふるさと納税というのは今後やっぱり十分考えていかないといけない。

榛東のブランド化、村長が印鑑押さなかったらブランド名がつかない、ブランド名がついたものだけ返礼品として出す、こういうものにこの津幡町はしているわけです。これを見習えとは言いませんけれども、やはりここで一番いいのは津幡町のもの以外は出ていかないんです。津幡町に全てが落ちるんです、半分は、うちの場合でしたら。だから、5億1,600万あるんなら、2億6,000万弱は榛東村の生産者に入る、そこが全然違うんです。

だから、そういうふうに真塩村長も最初から言われているわけですので、やっぱり今後の考え方としたりそこを入れていかなきゃだめなんです。それがこの榛東村の生産者に対する、例えば今回本来であれば納税者のニーズが重要視される。ところが、榛東村の生産者のニーズも重要視されなきゃいけない。お米がことしよければこのお米がなるべく納税者のもとに行けるようなそういう組みかえも必要なんです。そうしていかないと、片方だけが伸びていって、榛東村には落ちないよという話になるんです。その辺を総務課長、今後考えていっていただきたいと思いますけれども、イエス、ノー、どちらですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうから答えさせていただきます。

松井議員のおっしゃるとおりです。私は一番初めのときに話をしたときに、ふるさと納税というものについて、1つは先ほどこの前の質問のとおりそれらを利用して榛東はこういうことをしたい、これについてちょっと財政的に乏しいからふるさと納税お願いします、例えば給食費の問題とか子育ての問題とかそういうものに絡めてやりたい、特化してやったらどうかということが一番初め提案させ

てもらいました。それらを含めてふるさと納税してくれた人に対して、やっぱりそれは村内の生産、そういうブランド化したものでも何でも榛東のものを出すことによって逆に村内の農家とか、あるいは違うものでも同じだと思うんですけども、これが潤うということがふるさと納税の一つの手段じゃないかなというように思って、私は一番初めのときからそういう話をさせてもらいました。

今後についてもそういうものを大いにやっていかなきゃならない、例えばリンゴは榛東にもあるのに、違うところからとって、それを潤すなんていうことは私はおかしいということを思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、実はこれはお願いなんです、私の。いろいろなまち、研修するとそのまちの観光用の二、三分のビデオが絶対あるんです。榛東村にもこのビデオをつくっていただきたいのが一つと、それと新たな観光についてなんですけれども、私はよくイルミネーションの話をするんです。それと同じように創造の森とかあいう地域に期間限定の夜景スポットをつくって、みんなに来ていただいて見ていただくというような発想をしていただきたいと思うんですけれども、課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 本村の観光だけをまとめた観光ビデオ等を作成したことはございませんが、インターネット社会ではテレビだけではなく、ユーチューブなどのインターネットを利用したPR効果も著しいと認識しております。また、観光だけにテーマを絞った内容でなくても、本村のしんとうちゃんを主役にした楽しい動画などを制作して、ユーチューブなどで公開して話題となれば観光分野の発展に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 2点目の創造の森夜景スポットの設置はいかがですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） これは青少年問題のほうにもいろいろ相談しながら決めていかないと、後でまた別の問題を発生するかもしれないという懸念もございますので、慎重に検討したいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 以上でございます。

○議長（金井佐則君） 以上で3番松井議員の一般質問を終了いたしました。

続いて、質問順位4番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

2番清水健一君。

〔2番 清水健一君登壇〕

○2番（清水健一君） 皆様、こんにちは。議席番号2番清水健一でございます。

災害は全て様相が異なっております。阪神・淡路大震災では直下地震であり、東日本大震災では津波でした。また、常総市では大規模水害でした。熊本地震は連続大地震、その後の群発地震。一連の熊本地震を引き起こしているのは住宅街の直近を走る活断層だと言われておりますが、活断層は過去に繰り返しの動きがあり、今後も予想されるもので、震源の浅い内陸型地震を起こし、長いほど大きな地震を起こす可能性があると言われており、国内に2,000あると言われております。熊本地震では、最初の地震でほとんど被害のなかった築7年の建物が2回目の震度7の地震で完全に崩れ、連続大震災の与えるダメージは非常に大きかったことを示しております。

新聞報道によると、3.11東日本大震災以降、日本の地震活動が活発になり、日本のどこでも同じような地震が発生してもおかしくないと指摘しています。災害時の対策について、総点検、改善の観点から幾つか質問させていただきます。以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 熊本、大分で被災した13市町村の首長に対するアンケートで、地震後、最も苦慮した点こういった問いに、1として避難所の確保や運営、2として水道、ライフラインの復旧、3として被害状況の把握の順でした。さらに、防災拠点の自治体本庁舎が倒壊し、機能なくなるケースが5市町村に上りました。また、本震から1カ月後の罹災証明書の発行は震災の3割程度、ゼロの自治体もあり、被災者の生活資金不足への不安が広がりました。

本村では、罹災証明書発行の現状についてお答えしてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 直近の罹災証明の発行が2年前の雪害のときの罹災証明の発行状況になりますが、職員がパソコンを使用し、罹災証明を交付していました。交付件数は152件ほど交付しております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 明治大学の牛山教授なんですけれども、罹災証明書のスムーズな発行は平時

からの備えが欠かせないということで、自治体はシステムの習熟はもちろん、他自治体との間で応援派遣の取り決めを決め、調査方法の共有などをしておくべきだ、こう指摘あります。発災時、いろいろ混乱が続く中、多くの職員も被災されるそういった可能性もあります。被災者罹災証明を発行するのはできるだけ多くの職員が携わってできるような対策が必要と思います。スムーズに発行できるそのような検討をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ご指摘いただきましたように発災時に担当職員も被災者となる可能性もありますので、担当課内でスムーズに対応できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 今回、熊本地震では、多くの被災者が車で寝泊まりする車中泊を余儀なくされたことも特徴です。車中泊は持病を持つ人や高齢者には疲労がひどく、リスクがつきまとい、長時間の車中泊によって関連死も誘発されています。震度7の大地震が夜中に連続して起こったことがトラウマとなり、恐怖感で家に帰れなくなって、多くの人が車中泊せざる得なくなったとされております。

そこで、本村では、車中泊に対する対応について何か対策は立てておりますでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 車中泊が長期に及ぶおそれがある場合には、保健師や職員、ボランティアスタッフ等の見回りにより健康体操などを実施して、定期的に体を動かすよう健康管理の指導を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 車中泊で多くの人がエコノミークラス症候群にそういった症状を発すると言われております。このエコノミークラス症候群に効果があるとされる熊本でも使われたという医療用の足の血行をよくする弾性ストッキングというものがあります。こういったものもぜひ災害時のために備蓄するように提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ご提案いただきましたように、血流をスムーズにさせる医療用弾性スト

ッキングを備蓄するように前向きに導入を考えていきたいと思えます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） また、村民の方から聞かれたことがあるんですけども、今ペットを飼っている方が愛好家といいですか、たくさんいますけれども、車中泊の理由として、ペットがいるということで避難所の利用を遠慮したこういった方もいるそうです。そういったときに村ではどういった対応をとってくれるのかということ聞かれたんですけども、今何らかの対応策はありますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現時点では、災害が発生したときに県が設置してくださる動物救護本部と連携をし、愛玩動物の状況など情報提供を行い、対応すると考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 平成25年に避難行動要支援者名簿が義務づけられました。現在の要支援者の方は本村には何人おられますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現在の避難行動要支援者の数は334人です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 熊本地震では、多くの方が福祉避難所を知らなかったということでありました。本村では、福祉避難所、こういった避難所をどのような方法で村民の方に知らせているか、現在です、あと、避難所の定員は何人か教えてもらえますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 福祉避難所の設置場所はホームページ上の防災計画で確認できるようになっておりますが、しんとう広報等で今後避難所の設置場所について周知をしていきたいと考えております。

また、定員についてでございますが、要支援者の福祉避難所、榛東村保健相談センターと榛東村ふれあい館、それに榛東村福祉センターささえの家を指定してございます。定員はそれぞれ15人、30人、80人となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） こういった要支援者の方の福祉避難所への誘導の方法について、村で何か取り決めがあったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 災害時に速やかに指定された人が要支援者を避難誘導できるよう、避難支援者と連携を具体的な避難方法などを示した個別計画を策定していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に、災害備蓄品の整備についてお聞きします。

備蓄食料、この中にアレルギー対応のものはどのぐらいの割合で確保されていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 備蓄食料品につきましてはカンパンやクラッカー、アルファ米、缶詰、飲料水などを備蓄しております。アレルギー対応品としては、全体の約20%に相当する3,700食ほどベビーフードも含まれますが、備蓄しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 今たくさんのアレルギー対応の品目もふえてきております。そういったことも検討して、備蓄をお願いいたします。

次に、水道などの公共インフラの復旧がおくれるとトイレの回数をふやさないように水を飲むことを控えるようになってしまい、エコノミー症候群で女性が搬送されるのが多くなる要因だとされております。

そこで、トイレの設備の重要性が指摘されております。本村としては、どのようなトイレというか、そういう設備というか、備蓄をしておりますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） トイレの備蓄についてですが、非常用トイレ用便座、トイレ用パーソナルテントを備蓄しております。今後も計画的に購入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 簡易トイレ等個人宅や避難場所で備蓄するのも大事ですが、数日を超える避難生活をするためには容量の大きなトイレの確保が必要とされています。災害用トイレまたはマンホールトイレ、こういったものの配備などは現在考えておりますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） マンホールトイレの仮設トイレについてですが、避難人員の状況に応じて、周辺の下水マンホールを活用したマンホールトイレを設置することを視野に入れて対応する方針で検討しております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 先月なんですけれども、北群馬の議員研修がありまして、講師の山村氏は安全は与えられるものではなく、みずから努力してかち取るものである、こう言われました。日ごろから災害に関する知識を深めて、いざ災害が発生したときに適切な行動がとれるように本村でも防災ガイドブックを作成し、村民の方に防災の意識を高めてもらう、こういった取り組みが大切ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ガイドブック等の作成につきましては、いざ災害が発生したときに適切な行動がとれるよう対処方法や手だて等を記載されたガイドブックを関係機関とともに内容を十分協議してつくっていききたいと検討しています。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 最後に、村長にお聞きします。

今回の熊本大地震を契機に、連続大地震も想定外ではなくなりました。地震による大規模な土砂災害も想定に入れなければならないことが明らかになってきましたが、想定できることは全て想定すべきではないでしょうか。大規模災害を想定した地域防災計画の見直しを進める、そういった考えはありでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今回の皆さんご存じの防災計画については、ことしの1月に作成したものでございます。これらについても順次、あるいは随時見直ししていくつもりでございます。当初に私も挨拶の中で申し上げました。これらについてはいつどこでどんなものが出てくるかわからない、豪雨

も同じことだと思えます。そういうことで随時見直しをしていきたい、それには関係の団体がありませんので、そういうところも通さなければなりませんので、それらを含めてやっていくところがございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に、子ども・子育て支援についてお聞きします。

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められることをきっかけに、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

そこで、本村ではどのような支援事業を今まで行ってきたでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健康保険課のほうで実施しております子育て事業については、昨年度、子育て応援アプリの運用を開始しました。こちらのアプリは昨年の11月からですが、子供にあわせた予防接種のスケジュールを自動に作成し、予防接種日が近づくと電子メールで知らせる機能や予防接種実施医療機関の検索、また、その医療機関の場所がグーグルマップに飛ぶようになっておりまして、地図情報の掲載まで載せてあったり、予防接種情報や感染症情報の掲載、乳幼児健診が近づくとまた予防接種と同じように電子メールで健診日をお知らせする機能、また、村の子育て支援ガイドや村からのお知らせの掲載、そちらのほうが見覧できるような機能で子育て支援アプリを運用しております。

利用状況としましては、本年10月末の登録者数として親の登録者数が136件、子供さんの登録者数が185件であり、今後も増加していくものと思われま。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、さまざまな形の子育て支援が求められております。自治体における支援事業、利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。そこで、子育て世代の多く利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育ての支援に関する情報を提供できる、こういった取り組みをする自治体がふえています。本村でも子育て応援予防接種ナビということで開始したことはすばらしいことだと思います。

また、この子育て応援アプリなんですけれども、いろいろなアプリがありまして、アプリを通じて

提供されるサービスはおむつがえ、授乳スペース、公園など施設を建設できる施設マップナビ、また、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育てナビ、幼稚園、保育園施設を条件にあわせて検索できる保育施設検索ナビなどこういったものもあります。

本村でもこういったナビを取り入れる、サービスを提供する考えはおありでしょうか。

○議長（金井佐則君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 子育て支援アプリを開始して1年たったところでもありますので、実際使っている方たちの意見や要望等もお伺いしながら精査して、本村に合った機能の追加や情報を掲載できるように検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） また、LINEを使った子育て相談応援事業を行っているところもあります。相談にはLINEの1対1のトーク機能を使い、担当者が即時対応に努めています。このほか登録者に対する育児情報や子育て講座、イベントの開催告知などの情報提供を行っています。これも検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

榛東村子ども・子育て支援事業計画でアンケートをとったと思うんですけども、その中に子供たちをめぐる環境について、日ごろ子供を見てもらえる人の状況ということで調査をしたと思えますが、その結果を教えてください。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 平成26年度榛東村子ども・子育て支援事業計画の策定におけるアンケート調査にということで、「子育てについて気軽に相談できる人がいますか」という設問に、配偶者という回答の次に父母、子供の祖父母という回答が75.2%という結果で出ております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 昔に比べ共働き世代がふえております。子育て中は周りの人に支えられている方も多と思われる。一番頼りにしがちなのが祖父母であります。子育ての常識の違いから親世代と祖父母世代で意見のすれ違いなどがありますが、世代間ギャップの解消のために昔と今の子育ての違いなどが書いてある祖父母手帳というものがあります。祖父母と親が上手につき合う方法を一緒に考え、孫をともに育てる資料として大変参考になるものと思えます。祖父母や親たちのさまざまな

愛情に包まれ、子供たちに健やかに成長してほしいとの願いが実現できるよう祖父母手帳を本村でも配付してはいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今のご指摘の祖父母手帳ということですが、既存のこういった手帳というか資料もあるようですので、妊娠届け時等に配付するかということも29年度の予算の時期でもありますので、検討して正しい情報を伝えられるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 本日に榛東村は子育てしやすい村を目指して頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 以上で2番清水健一議員の一般質問を終了いたしました。

ここで休憩をとります。

再開を2時30分から行います。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番岩田好雄議員の一般質問を許可いたします。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君登壇〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

イノシシ対策について質問します。

イノシシ等による有害鳥獣被害は全国的な問題となっております。農林水産省の統計によりますと、平成20年以降、農林業被害額は年間約200億円ぐらいで推移しており、そのうちイノシシによるものは55億円ぐらいと言われているが、無申告のものを含めると1,000億円を超えるとも言われているそうです。

自然環境に恵まれた群馬県には多種多様な動物が存在しているが、特にイノシシによる住環境や農林業への被害は年々拡大しております。イノシシの被害は農林業被害だけではなく、市街地にも出没して人的被害も出ております。9月上旬には伊勢崎市のアパートの2階の部屋にイノシシが入り込み、10月下旬にはJR高崎駅西口周辺に出没し大騒ぎとなり、11月には桐生市の民家の庭先で1人が死亡、1人がけがをするという痛ましい事故も起こっております。被害を未然に防ぐためには捕獲して駆除

をするのが効果的な方法ですが、イノシシを全て駆除することは不可能なことであります。しかしながら、放置することもできません。

本村では、猟友会や関係者の協力によりわなを仕掛けたり、おりを設置し駆除をしているが、捕獲数をはるかに上回るペースで増殖しているのが現状です。生息数の増加により人的被害や農林業被害の増加が懸念されております。イノシシ対策について、通告した5項目について自席より質問します。よろしくをお願いします。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） まず、1の鳥獣被害状況についてですが、県は9月に、農林業被害の軽減や住宅地への出没抑止のためのイノシシの適正管理計画で掲げる年間捕獲頭数の目標を7,500頭から1万3,000頭に大幅にふやしております。捕獲頭数の目標を大幅に引き上げなければならないほどイノシシ被害は深刻な問題となっております。

榛東村でもイノシシによる被害は拡大しております。農家だけでなく、住民にとっても深刻な問題であります。今まで生息域でなかった住宅地の庭先からもイノシシが目撃され、農作物にも大きな被害が報告されるなど生息域の拡大に伴い予想をはるかに超える経済的、人的被害が懸念されております。

そこで、被害状況について伺います。

その被害調査は現在しておるのか、また、被害の件数、被害額について説明求めます。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） イノシシの被害状況ということで、捕獲頭数につきましてはことし4月から10月までが37頭となっており、平成27年度同期の20頭及び26年度同期の34頭よりそれぞれふえている状況でございます。

被害額につきましては、平成24年度に策定しました榛東村鳥獣被害防止計画、これに現状値ということで23年度の現状値なんです、イノシシが0.5ヘクタールで25万と示されております。しかし、この当時の捕獲頭数が年間30頭と示されておりますので、それよりも上回る状況で現在捕獲数がふえておりますので、被害額も必然的にふえているものと認識している次第です。

本村においても耕作地に侵入し、苗木用にまいたドングリや芋類などに食害が広がっていることを確認しております。本村における捕獲場所は山際や演習場との境にある耕作地に多く広がっていることが見受けられます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 今課長の答弁がありました。現状では正確な被害調査がされておらないと思いますし、また、被害者も行政に言っても今までいろんな対応をしてくれなかったもので、余り期待しないので、申告しないというような部分がほとんどでございますが、また、この被害額についても市場出荷されているような作物とかであれば算定は簡単にできるのだと思いますが、飼料作物とか家庭菜園等では金額の算定も難しいものがあると思います。

ただ、単に被害といっても農作物の被害ばかりではなくて、あぜとか畦畔、のり面、排水溝等イノシシが掘り返して、その修復等にも多大な費用やら労力を必要としておるわけでございます。また、作物を踏みつけたり、ビニールマルチを破損させたりと被害を上げれば切りはありませんが、相当な負担になっているということは認識しておいていただきたいと思います。

次に、現在の取り組みについて伺います。

本村では、イノシシの捕獲駆除をするためにわなを仕掛けたり、おりの設置に対し猟友会や関係者の多大な協力をいただいております。平成24年度に作成されました榛東村鳥獣被害防止計画によると、被害防止に関する取り組みの中には25年度以降、毎回同じようなことが記載されております。その内容は、関係機関と連携し、各種研修会を開催し、鳥獣被害防止対策の普及啓発を図る。ここはまた一番大事などこなんです。森林周辺部の伐採、刈り払い等を行い、緩衝地帯を設置するなどの追い払い活動を行うと明記されております。この内容に明記されておるように研修会を開催したり、被害防止のための緩衝地帯を設置がされておりますか。伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） イノシシの駆除を主体に現在取り組んでおりますが、山際を帯状に下刈りして見晴らしを改善し、野生動物の生息場所を排除する緩衝帯の整備につきましては実績がない状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） イノシシはやぶや草むらを好んで生息し、また、その中を行動すると言われております。この被害防止のための緩衝帯を防止計画に中にうたってあるにもかかわらず、設置しなかった理由についてもう一度お願いします。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 緩衝帯の設置しなかった理由ということで、こちら毎年実施しないと草木が生い茂りますので、やる必要がある。それとあと、その帯状にする幅、こちらについても5

メーター、10メーターでは不足するようにも見受けられますし、また、地形等にも影響すると思えます。どういうところが効果的に緩衝帯を設けて設置するかというのも非常に下調べが必要になると思えます。そういうことで、好適地が余り検討する過程で容易にあそこなら費用対効果もごさいますが、それが効果的に発揮できるということが難しかったものではないかと考えている次第です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 3年間もずっと前から被害防止計画の中に盛り込んでおりながら、また、適地でないということですが、緩衝帯というのは5メーターや10メートルでは効果はないんだと思えます。やっぱり30メートルとか50メートルとか大きな幅で設置しなければその効果は薄いと思われま

す。そこで、まず、費用が多額に発生するわけですが、緑の県民税が施行されてきてことしで3年目ですが、そういったものを活用した対応というのも十分検討できるのではないかと思います。これは今後検討して行って、ぜひ被害防止のための一助にしたいと思います。

次に、そのほかにもどんな取り組みをしているか伺うわけですが、被害を防止するための捕獲頭数をふやすために捕獲奨励金とか、また、その捕獲物の処理とこういったものはどのようにやっておりますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 駆除に関しましては目撃及び被害が認められたポイントに各種のわなのライセンスを所持しております猟友会の皆さんに箱わなやくくりわなをセットして、定期的な観察を経て、捕獲された場合は猟銃で殺傷処分し、埋設処分する内容で委託している次第です。

イノシシのこの駆除に関する費用につきましては、委託料という形で猟友会へ支払っておりまして、委託期間が30日間の場合、わなの設置及び撤去、見回り費が1日当たり2,000円、雑費が1万円、捕獲した場合、1頭当たり2万4,000円、これはイノシシ等でございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 緑の県民税もことしで3年目、暫定的には5年間の方策だと聞いておりますが、またこういったものも有効活用しながら今後も取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、今後の対策について伺います。

群馬県では、9月に、農林業被害の軽減や住宅地への出没抑止のため、イノシシの適正管理計画で掲げる年間捕獲頭数の目標を7,500頭から1万3,000頭に大幅にふやしております。捕獲目標を大幅に

引き上げなければならないほど深刻な問題となっております。

イノシシの個体数は年々増加しており、被害地域は拡大の一途です。被害が増加することで耕作意欲の減退に伴い、耕作放棄地の増加により被害地域全体の活力低下が懸念されます。被害対策は個人の力や努力だけでは限界があります。地域と行政が連携をして対応していかなければならない問題だと思いますが、村の考え方を伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 今後もイノシシ駆除を主体に取り組むこととなりますが、猟友会の会員の皆さんも現在8人と少ない一方、イノシシほかハクビシン、タヌキ、アライグマ、キツネなども捕獲頭数がふえていることから、その体制強化を図るべく榛東村鳥獣被害対策実施隊を設けて29年度から新たな体制で被害対策に臨むため、本定例会におきましても実施隊の設置に関する条例の制定を上程している次第です。

あわせて緩衝帯の整備につきましても規模による効果等を研究しながら、また、地区を選定しながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 猟友会にお願いするばかりでなくて、ぜひこういった緩衝帯の整備とかできる方策は取り入れてやっていていただきたいと思います。

次に移ります。

4の支援策ですが、イノシシの被害防止対策について、村としてどのような支援策を考えておりますか、伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 村では電気柵や金網柵を設ける際の支援策は今のところございません。しかし、国庫補助では、受益者3戸以上がみずから電気柵、金網柵等を整備する場合、費用の2分の1を支援する鳥獣被害防止総合対策交付金がございます。

また、多面的機能支払交付金、これは国が半分、県と村がそれぞれ4分の1というもので、これでも農振農用地内が基本となりますが、農振農用地以外の活動区域でも電気柵などの設置費用が経費の対象となります。この交付金はさまざまな活動を行う区域の農振農用地の面積に応じて算出されるため、農用地以外の活動区域は算定基礎となりませんが、このような支援策がございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） イノシシは捕獲して駆除するのが一番効果があると言われていますが、高度な学習能力を持ち、環境になれやすい動物であるため駆除が難しいのが現状です。電気柵を設置してあるところは被害がほとんどありませんが、しかし、設置費の負担が多額になるという欠点もあります。私も10年ほど前から電気柵を設置して被害防止を図っているんですが、電気柵を設置したところは被害はほとんどありません。非常に理想的な防除法なんですが、先ほど課長の答弁では3戸以上とかそういった地域で連携したようなものでないと支援が難しいということですが、村単独でも結構ですが、補助金の使い勝手のいいような個人対応でも対象になるような制度を今後やってほしいんですが、考え方を伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 村単独による支援策等も考慮していきたいと思いますが、昭和村が非常に野菜生産が盛んでございます。これ関係者からお伺いした話なんですが、やはり山際、山をしょっている関係上、山との境のところに野生動物が侵入しないよういろいろ対策を講じて、その結果として現在の昭和村の野菜生産が整っているという話を聞いております。そういう先進地等も研究しながらそのような対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） できるだけ地域や関係者に寄り添ったような施策をお願いしたいと思いません。

次に、演習場の周辺対策について伺います。

広大な原野であった演習場が今ではクリ、コナラ、クヌギの雑木林になっています。ここに大量のクリの実やドングリが実ってイノシシの餌場となり、養殖場のような状態となっております。この豊富な餌によりイノシシが爆発的に増殖して、畑や住居の庭先にまで出没するようになりました。

演習場に隣接した地区では十数年前から被害は多発しております。トウモロコシ、飼料用トウモロコシ、サツマイモ、山芋等のイノシシが好んで食するものは収穫皆無の状態です。数年前において私も役場の担当職員に連絡をして、被害が出るたびに現地を確認して写真を撮ってもらっております。緩衝帯も数年前に設置してもらいましたが、そのときだけの対応で幅も数メートル程度とほんの言いわけ程度のもので効果は確認できませんでした。

11月上旬のことですが、コナラの苗木を生産するためにドングリをまいた畑が被害を受けました。その方はやむを得ず電気柵を設置しましたが、設置するまでの3日間ぐらいの間にその部分だけで50万円以上の被害が出たそうです。

このまま放っておいたら地域全体が荒地や耕作放棄地となってしまいます。その前に対処しなければならぬと思いますが、村の考え方を伺います。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 基地の所管課を通じて自衛隊の業務隊のほうに被害状況を記録してございますので、そういうものを添付しながら電気柵や金網柵もしくは緩衝帯の整備を求めていきたいと考えております。

また、根本的な対策となる電気柵や金網柵の整備が難しければ、緩衝帯は草木を毎年下刈りする必要があるため、いつときではなく定期的に要望しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 課長の言うとおりでございまして、そのようにぜひやっていただきたいと思います。これは答弁の中だけでなく、ぜひ実行していただきたいと思います。

イノシシ被害の原因の多くは演習場にあるわけです。イノシシが演習場から周辺に出てこなければ被害は発生しません。12区、13区、18区の演習場の周辺地域に電気柵や金網の柵を設置すれば、イノシシの被害は未然に防ぐことができます。演習場周辺に電気柵、金網柵の設置を防衛省に要請して、被害を未然に防ぐための措置を講ずることが被害防止の最善の策だと私は思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 岩田議員おっしゃるとおり、私も現地を何回か見させてもらいました。本当にサツマイモでも何でも明日とろうかなという前日に実際に食われてしまう、本当にそれが大分見させてもらい、そしてこれらについてもはっきり言うと12師団のときと12旅団のとき、これは12師団のときにはあそこに戦車が大分通ってましたので、緩衝帯ができていたわけです。そのときは余りいなかった。しかし、今旅団になってから緑がふえて、木がふえて、あそこは緩衝帯にならなくなってしまったということで大分ふえているのが、私は現状じゃないかなというように思います。これについても粘り強く防衛のほうに話をして、それらをつくるような方策で、木が生えると大水が来なくなったのは確かです。今までそういう被害があったんですけれども、それが大分少なくなった、そういうこともありますけれども、このイノシシ被害とかそういうものについては逆に例えば100万としても榛東村の全体の100万じゃなくて、その地域の100万ですから、1軒1軒にしてみれば大きいんです。これらについてもよく話をして、防止柵が早急にできるように検討していきたいというふうに思います。

今進んでいるのが県のほうの主導で広域で渋川と榛東、吉岡でそういう組織をつくって、猟友会の育成、いうなれば狩猟免許税の減免とか、あるいは何とかの減免とかそういうのがありますので、そういうことも絡めて、今やるべく検討を始めさせてもらっておりますので、なるべく早く結論を出したというように思っております。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 今村長の答弁で前向きに取り組んでいるんだなという考えを聞いて一つ安心したわけですが、再度村長に伺います。

演習場周辺のイノシシ被害の問題は原因のもとを絶たなければ解決しない問題だと思います。演習場を管理している防衛省の責務として管理責任が防衛省にはあると思います。演習場内で増殖しているイノシシを場外に出られないような対策をとり、周辺地域に被害を及ぼさないようにする、電気柵や金網柵を設置して、演習場周辺や地域住民の経済的、人的被害を未然に防ぐ、こういう施策が施されて初めて基地と地域の共生、共存共栄ということが言えるのではないかと私は思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それらも含めてイノシシだけじゃなく、はっきり言うと最近では熊もとれておりますので、本当にそれは恐ろしいことでございます。相馬原牧場にならないようにあそこへあの中だけで全部クリとかそういうのがあればいいんですけども、できませんので、それだんだん減少していく方向の防衛省との話に持っていきたい、努力をしたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 11番。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） ぜひこの近隣地域、また演習場周辺地域の皆様が安心できるような方策を願いたいと思っております。その点は村長に期待しておきます。

終わりに、特定の地域や個人の力には限界があるわけでございます。イノシシの被害を未然に防ぐにはどうしたらいいかということは、みんなで真剣に考えていかなければならない問題だと思います。住民の方々が安心して日々の生活が送れ、また、被害を未然に、最小限に防ぐためのイノシシ対策を今後とも強力に進めていっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で11番岩田好雄君の一般質問を終了いたしました。

ここで10分間のトイレ休憩をします。

再開を10分から。

午後2時57分休憩

午後3時10分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

先ほど清水健一議員の質問に対する総務課長の答弁で一部訂正をしたいとの申し出がありましたので、これをまず許可いたします。

総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 先ほどの清水議員さんの1番の災害時の対策についての③の要支援者の福祉避難所の定員のご質問について、訂正をお願いしたいと思います。

榛東村保健相談センターにおいては30人、榛東村ふれあい館においては80人、榛東村福祉センターにおいては15人と訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 続いて、質問順位6番松岡稔君の一般質問を許可いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君登壇〕

○7番（松岡 稔君） 皆さん、お疲れさまです。

最後の一般質問になりました。

農家では米の取り入れもあり、今タマネギの植えつけの真っ最中です。秋冬の野菜も今が出荷が最盛期で、ブロッコリーだの長ネギなどの収穫を迎えています。ことしは8月、9月の異常気象により野菜が高騰し、秋冬の出荷価格も大分高騰しております。野菜農家は少しでも収入がふえ、来年の作付の面積がふえることを期待しております。

それでは、自席に戻り、きょうは農業振興6項目、就学支援などについて質問させていただきます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 平成27年度のふるさと納税の米のことについて質問いたします。

平成27年度の決算において、本村のふるさと納税による寄附が3億3,000万あったとありました。お礼の一つである村内における米について、平成27年度は何俵ぐらい集めて、現在その米はお礼品としてどのくらい出荷できたのか、担当課長に答弁を求めます。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成27年度の玄米につきましては28.7トン、30キロ袋で955袋集めました。

ふるさと納税の返礼品として14.3トンを消費しております。残る14.4トンにつきましては本村の学

校給食用で消費されておりまして、9月末現在、7.5トン消費し、残る6.9トンも学校給食用で消費いたします。これが平成27年度の玄米の消費する内訳となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今残ったお米を学校給食にという答弁がありましたけれども、これはふるさと納税のお返しとして本来集めた米なので、ちょっと趣旨が違っているんじゃないかなと私は感じるんですけれども、村長、どのようなお考えですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 27年度においては30キロ袋で955袋集まったという状況ですけれども、その後いろいろなことで検討したところ、約半分が返礼品としてなるということでございました。

残りのものについてどうしようかなということで、そのまま古米にしたり、古々米にしたらそれは問題があるということで、やむなく私も学校給食とかそういうもののほうにお願いできないかなということで引き取った価格でお願いをしたところでございます。最終的に学校給食になるときには精米をしてやりますからその米ぬかの分は減りますけれども、そういうことでどうにかはけるめどがつかしました。

今年度についてはそのようなことがないよう相当な精査して、農家から買い上げるものについてもそれなりの数字を検討して、その分だけ買い上げると。古米にしては困りますので、そういうことでやっております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 農家の人たちが一生懸命つくって、榛東村の子供たちが食べるということで、私もその話を前聞いたときにはしようがないんじゃないかというので納得しました。

また、ことしの本県の作柄、水稻の作況指数が本県はやや良ということで、数値で102という数字が出ました。毎年豊作を迎えるわけです。

平成28年度のお米、榛東村の回覧板で、こういうふうに榛東村ふるさと納税応援サポート募集という形で記載されました。この登録してくれた人がことしのくらいお米をサポーター制度に登録したのか、担当課長、答弁お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 実は昨日検査及び荷受けを行いましたので、その結果とあわせてお伝えしたいと思います。

平成28年度米は生産者へサポーター登録制度を呼びかけて、応じてくれた皆さんのお米を昨日検査及び荷受けを行い、役場庁舎のプレハブ物置へ保管しました。

荷受け前の申込者数は23人、申込数量は15.8トン、529袋で27年度の55%程度です。荷受け後は荷受け者数が21人、荷受けした数量が12.2トン、408袋となっております。ことしの場合、検査で事前にお知らせしたとおり3等以上の玄米を引き取るということで、2等米に至らなかった米は持ち帰っていただいております。昨日の状況で2人で45袋ほど持ち帰りが認められました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 検査がきのう行われたということで、このふるさと納税のサポーターに登録した人がいつ米を集めてくれるのかそういうふうにいる質問があったので、ちょっと私担当委員会ではなかったので、このあれはわからないと農家の人に答えました。

その中で1回農協で検査をして、そのお米は村でそっくり受けたのか、それともサポーター制度ということで検査をして、また農家の人が持ち帰ったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 昨日のフローでございますが、農機具センターに生産者の人が軽トラックでお米を運んでいただきまして、軽トラックに乗せた状態で農協の2名の検査官がお米をチェックしまして、そのままつけたままで旧役場庁舎、ストックハウスの隣のプレハブ物置でございます。そこへ持ってきていただいて、こちらで用意しましたパレットの上に職員が私も含めて4人でそのお米を車からおろしまして、積み上げた次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） このお知らせの中にサポーター登録の中に4番の注意事項に、応援サポーター登録は米の購入を約束、予約するものではありませんと聞かれたんですけども、全員の方が予約したものを買っていただけるということで私は理解していいんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 結果的に全員の方の収納ができたということでございますけれども、これは先ほど来議員さんにも話したとおり村内の生産者のものを受け付けるということで、今までは村外のものを村内の名前で入れたということが相当数わかりましたので、それじゃ村のためにならない、そして結果的に半分ぐらいははけなかったという状況であったので、それはそのような買い方をして、

今回は村内の人の生産以外は入っていないということに確信を持っております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） このお米のことにつきましては、榛東村の1等米が8,000円、2等米が7,500円という提示をしております。農協だとかそういう米の集荷、買ってもらえるところへ行くと本当に榛東村のコシヒカリを例に挙げますと6,000円ちょっと、2等米では5,800円ぐらいということで買いたたかれるとちょっと言い方はおかしいんですけども、村で買い上げてくれる価格よりも大分低いので、榛東村で買ってもらうので本当に農家の人たちは本当にいいと話をしております。

それと、先ほどの柁井議員の一般質問の中でもお礼品のことについてありましたけれども、肉が47%、この地域活性化特別委員会のときに課長に出させてもらった返礼品のベストランキング20その中にほとんど肉で、米は17位というふうにあります。

この米に榛東村どんな特徴をこれから持たなければほかの地域、最近では食味ランキングだとかいろいろあります。テレビを見ていたら、新潟ではコシヒカリの次に新之助だとか、ほかのメーカーのところではゆめぴりかだとか青天の霹靂とかいろんな米の銘柄があります。榛東村、前は八州高原米だとかというのでやっていたけれども、いろんな面で榛東村の中山間地の米はおいしい。

この間、基地幹線特別委員会で松本へ行ってきました。松本ではほたる米というあれで、このお米は化学肥料や農薬を使わず、米ぬかを田んぼに返してその結果、土壌の中の微生物が米を食べて、健康的な土壌をつくり、土壌が生まれるわけです。また、北アルプスから流れる1000メートルからの湧き水でおいしい米をとるので、私もこれ持ってきました。

おいしいお米をつくるのに榛東村では大体サポーター制度で登録してくれて、毎年出す人が決まってくると思います。どんなふうにして榛東のお米がおいしい食味ランキングに出すのか、これから榛東のお米をどんな形でふるさと納税に提供するのか、その辺を村長でも結構です、課長でも結構です、お答えお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これはよく今有名なのは群馬では川場雪ほたか、あれの命名までにブランド米としてやるのが約30年ぐらいかかっております。これについては本当にいつ苗を植えて、いつどういう肥料をくれてとかそういうものまで全部研究して、雨でも風でもそれ以外でやったら雪ほたかとは認めないというようなことまでやって、あのよううまいものができた。

しかし、私は榛東のこの水でつくった米は本当にうまいと思います。本当にこのふるさと納税でやってもらったものについてもそれがだんだん榛東の米はうまいということで、ロコミで広がればいいなど。さらにブランド化についてもこれから検討していかなきゃならないというふうに思っております。

先ほど松岡議員がちょっとそれ質問かどうかちょっとわからなかったんですけども、肉の問題が47%あります、しかし、これは榛東のものじゃないということがこれはそうじゃないんです。農協とかそういうものを通じて出された生産者からのそういうものをやっておりますので、たまたま肉が榛東の名前じゃないというだけで、榛東のものも相当入っているということで肉を出しているところでございます。これたしかイノシシとかそういうものについては自分で猟して、自分で何か消費できるというんですか、しかし、牛豚とかそういうものは屠場行ってやらなければできませんので、榛東でそれが榛東のものを完全にやるということはできませんので、その点をご理解を願いたい。米とかそういうものと違う地産というんですか、それとは考えが違うということをお願いします。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） それはそれでおいておいて、私が言いたかったのはこの米のランキングが17位はちょっと寂しいなということをやったわけです。

榛東村でも平成26年度には、無洗米だとか金芽米だとかそういう付加価値をつけたお米を出した覚えがあります。テレビ東京でこの間、島根県の安来地区の米、これが本当にほかの産地に押されて余り有名でないということで東洋ライスの会社とタイアップして、今ローカット米というので健康にいい玄米にちょっと加工したようなそういう米を出すという「ガイアの夜明け」で見ました。榛東村も何か付加価値をつけて、これからやっていただきたいと思います。

それと、続いて、村長の政策の中に6次産業のことでブランド化というのがありました。これ前に私も村長に一般質問したときに、6次産業については6次産業に精通した人がいるので、榛東だけで聞くのはもったいないから吉岡町と一緒に聞くというお話も答弁でありました。それと、ブランド桃泉大根の話をそのときにしました。村長も旧群馬町、あそこの国分になじんのことも私の答弁の中で出ました。また、この間の新聞には旧群馬町、イオンと生産者と行政が加わって国分になじんのブランド化に向けて動き出しました。

榛東もこのブランドの推進に村長が政策の中でこれからどうしたらいいか、それをちょっともう一度聞きたいんですけども、お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 現在ある下仁田ネギとか長ネギとかブロッコリーとかチンゲンサイ等いろいろございます。それをどうにブランド化していくか、6次産業化につなげていくかという問題について、今もなお、吉岡のほうでも乾燥芋を今やろうとしております。これについても私一番初め申し上げたときに吉岡の町長と一緒にそのような話を聞いて、はっきり言うとその人を呼んで研修会とかそういう講習会を開くか、吉岡と榛東含めてそういう構想も持っておりました。いろいろなものについて、職員のほうにも自分たちでできないときにはみんなの力をかりて、そういうプロジェク

トもつくってやってくださいということをお願いしております。

そういうことの中、名前を変えたからいいという問題じゃなく、迷わずにやるということは本当にそれだけの後で消費者から変な目で見られたり、あれうそだと言われるようなことのないようにやっていきたい。先ほどは八州米というあれがありました。袋を見たり何かすると八州高原から水が出て、それを使っているあれということは絶対にそんなことはありません。それは後々わかったらこれは偽りです。それは本当のところ出してやるべきだと。私は群馬用水の水が本当に冷たくて、あれを使っただけのものについて本当にいいものでないかなと。あるいは榛東の中でもイチゴとかワインの問題、そういうものがありますので、それらを含めて検討していかなきゃならないというように考えています。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 榛東村に来たらおいしい食材がある、本当に魅力的な食材、そういうのを今後検討して、生産者とまた榛東村にもフレッセイとタイアップして、そういうフレッセイのルートに流すのも結構ではないかなと私は思いました。

また、先ほどことしタマネギだとか農産物が高騰しました。また、野菜の病害虫もことし大分出ました。下仁田ネギの立ち毛共進会のときも村も審査委員として出てくれました。そのときみんな職員がレジ袋を足へはいて圃場へ行ったわけです。ことしは九州の佐賀や四国でも大分黒腐菌病が発生しました。榛東村でも大分出てきました。

その中で病害虫の産業振興課で農家回覧ということでこういうふうに回してくれましたけれども、ちょっとこの対応が遅かったんじゃないかというような農家から指摘受けました。このことについて担当課長、どのようにお考えですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうから答えさせていただきます。

この病気についても私もはっきり言うと孀恋の友達からそういう話聞いて、榛東どうだったのかなということをネギの問題とか聞きまして調査したところ、それも大分あったということなんです。早急にその対処方法とかそういうものを県のほうの関係機関と農協といろいろ聞いて、何らかの対策をとってください、お願いをしてくださいということでそのような指示というんですか、冊子を出してもらったんですけれども、今後についてもいろいろ予想される問題について農家にも注意をしていきたい。

それと、一つ宣伝をさせてください。

イオンと群馬町でやったあれ、真塩満之でございまして、一生懸命そのノウハウを聞いてみたいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 新聞では、旧群馬町イオンを媒介でやる、榛東もフレッシュイがあるからそんなにいいかなと思いました。

それと、榛東村の野菜の生産、大分下仁田ネギだとかブロッコリーだとかナスだとかそういうに生産者一生懸命やっています。これに村は出荷に関してどのくらい榛東村で売り上げがあるのか、そういうのは村では把握しておりますか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 系統外は把握してございませんが、農協系統で出荷している野菜について販売高で見ますと、平成27年中、ネギ、下仁田ネギ、タマネギなどのネギ類がトップで約9,500万、ネギやナスで約2,500万、3位がブロッコリーで約1,000万、以下チンゲンサイ、オクラなどが続いている状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 結構な系統出荷農協取り扱い、このほかにも市場へ持って行く方、それと直売をする方、昨年オープンした吉岡町の野田宿、あそこでも1年足らずでもう2,000万の売り上げがあった、Aコープでも1,700万ぐらいですか、こういうふうに協系にかからないものでも大分金額がある。村長、基幹産業は榛東村は何ですか、答弁お願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 基幹産業、私もまた農家の生まれでございまして、本当にこの地形とかそういうのをよく考えますと、農家の皆さんのこれは努力等によって、私は基幹産業は農業というように考えています。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村長から基幹産業農業ということを知ったきっかけです。

それで、基幹産業農業、先ほどの課長の答弁の中でタマネギ、ネギだとかそういう黒腐菌病の対策です。きょうのニュースでも新潟県で鳥インフルエンザだとかそういう病気が出ました。それと、豚だとかそういうのに関してはオーエスキーだとか、これ法定伝染病で直接農家の土壌の黒腐菌だとか軟腐病だとか法定には入りませんが、今後こういう病気、そういうのが榛東村に蔓延した場合、産業振興課ではどんなような対応、対策を考えているのか担当課長、答弁お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） これは鳥取県のほうでネギ黒腐菌核病が蔓延、群馬よりも生産面積は小さいんですが、非常に広がりまして、それに対して県を初めとしてその対策費、消毒等が一般的になじむかなと思いますが、その病気につきましては土壌に潜伏する期間が4年以上とも言われておりまして、非常に長期間にわたってネギ類の栽培ができなくなる非常に怖い病気です。これにつきましては、蔓延してしまったら手の施しようが本当に少ないかと思います。農地面積が豊かであればほかのネギ類を作付していなかった圃場にネギ類を栽培するとか、それとまた病気が発生した圃場についてはもうそれ以外の作物をつくるよう研究して、農業所得を確保しなければならないと思います。いずれにしてもネギ黒腐菌核病につきましては予防措置を最優先にして、生産者に伝えていくのが一番じゃないかと考えている次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 本当にこれが入ってしまうと榛東村の先ほど課長がネギ類で9,000万だとか、本当に農家の人たちも打撃を受けます。農村整備センターの技術員などによくいろんな面で研究し、榛東村にこの黒腐菌核病が入らないような対策を進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

認定農業者の改善補助金のことについて質問いたします。

ことし9月、私の一般質問で、認定農業者経営改善補助金のこと、それによって予算が300万円あります。申請数が2件ということで531万円執行したという課長の答弁がありました。これ私も今回群馬県の農政懇談会の委員として県のほうに会議に行っています。野菜王国ぐんま、はばたけぐんま、その要件に認定農業者の方が手を挙げてその補助を受けようとする、大分縛りがきついで、榛東村独自にこういうものができたらいいんじゃないかというので、この村独自の経営改善補助金の検討をして予算化をしてもらったわけです。

課長、前回は答弁の中で検討しますというふうに答弁しましたがけれども、来年度予算にも私この予算がつくと思いますけれども、どんなふうな改善策を検討したのか答弁をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 現在36人の認定農業者の方が対象となる本村の認定農業者経営改善補助金は、中部農業事務所管内でも本村のほか前橋市や伊勢崎市が類似する支援策を行っています。

本村の補助金は生涯につき1回、50万円以上の機械導入、土地利用型農業者向けという特徴があります。このような特徴がハードルを高くしているような状態とも見受けられます。認定農業者から使いつらいとの意見がございますので、ほかの自治体の例を参考にしながら、生涯につき1回を機械の耐用年数などを勘案した期間に改めたり、50万円以上の機械という条件の引き下げや土地利用型農業

以外の畜産農家にも利用しやすく改めることなど緩和策を検討している最中でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） この制度によって私乾燥機を買いたいなと言う人に「松岡さん、ちょっと縛りがきついので」というので辞退をしたという話を聞きました。その後「どうなりましたか」と言ったら「買ったよ」というんです。乾燥機を買った。この補助金を使わなくても、機械屋さんと直接交渉すると2割3割引いてくれるという話を聞きました。その中で2割3割引いてもらって買ったそのほうが村の要件の中の面積をふやしなさい、何々をふやしなさいとそういう条件がないので、よっぽどそちらのほうが機械屋さんと交渉して値切ったほうがいいという話を聞きました。

それと、この間の9月、県の農政懇談会に行ったときに昭和村の代表の方も言っていました。申請を出して、カタログをもらって、カタログの価格でこの補助金の要綱が出るそうです。私もそれ知らなかったんですけども、機械屋さんと値引きをしてもらって、その中から支払われる、補助を受ける、そんな制度もいいんじゃないかと思えますけれども、課長、どのように考えておりますか。答弁お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 今議員さんのお話にありました昭和村の件はちょっとこちらのほうも把握してございませんので、また昭和村のほうにお伺いして状況を確認したいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 農機具メーカーが提示したそこから2割3割引いてもらったそこに独自の補助をしてもらおうと本当に農家の後継者、認定農業者の方たちは負担が少なくて済むんじゃないかなというふうに考えました。

それと、次の質問なんですけれども、農業機械の推進のことで質問いたします。

村では、ことし機械化組合にあぜ塗り機を貸与し、農地の保全が確保できて、大分農家からあぜ塗り機水が漏らなくてよかったという話を聞きました。今後、農家も高齢化が進み、機械化組合も前のときに法人化できればいいなという質問したんですけれども、今後來年度の予算、産業振興課でも検討中だと思いますけれども、来年どのような補助政策、また機械化組合の要望、そういうのを聞いて把握をしていますか。担当課長にお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） これは直接ではございませんが、前からの経緯で、土壤消毒機なんかが要望の一つとして上がっているようなお話を伺っております。この土壤消毒機に特化して答弁し

ますが、作物の種類や病害虫の種類によって薬剤を使い分けることが必要となりますが、異なる薬剤等を著しく反応する薬剤もございますので、使用後の洗浄が欠かせなくなると見込まれます。また、ネギ黒腐菌核病のように土壌伝染する病気もあり、そのような圃場で使われたトラクター等の機材は繊細な洗浄に努めて土壌伝染を防がなければなりません。

一方、土壌消毒を施す前に周辺住民などへ協力を呼びかけたり、自然環境に被害が及ばないよう最善の注意を払う必要もございます。

現在、榛東村機械利用組合に貸与しておりますトラクターに土壌消毒機を装着して活用することが想定されますが、その際にはオペレーターには、病害虫防除や周辺住民への配慮などに関する知識が相当程度必要となります。薬剤散布機材の導入に関しては要望の一つとして上がっている模様ですが、慎重に検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 黒腐菌核病だとかそういうのに有効的なというのはこの間配られた「ぐんまの農業研究と普及活動」32号、課長も目にしていると思いますけれども、この中に東部農業事務所の写真があります。全面張れる土壌消毒機、これ見て画期的だなというふうに感じました。予算も伴うことだし、それと41馬力のトラクターを貸与してあるので、十分対応できると私思います。村長、課長含めてこれの導入をお願いしたいと思います。村長、どうですか、村長の考えをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 農家の希望等を精査しながら検討していくことはいいんじゃないかな。41馬力ですか、小さい農家にはちょっとでか過ぎるのかなというような気もいたします。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 前向きで考えて、29年度予算の中で織り込んで、榛東村から農作物の病害虫を出さないようにできればと思います。検討をお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

耕作放棄地のあれで、ことしの9月のしんとう広報に遊休農地の課税が強化されますということで、しんとう広報で配られて、農家の人たちからどういうことだとい、こんなこと知らなかった、しんとう広報見てびっくりした農家の方がいます。そんなあれでちょっと調べたんですけども、私も農地法に基づく遊休農地に関する措置要件だとか課税強化だとかいろんな資料を見ました。

今後どういうふうな対応が榛東村でなされるのか、それと勧告どのように行うのか、課長お願いします。それと、勧告の中に対象者数や面積などがわかりましたら答弁をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） まず、遊休農地の定義、また耕作放棄地の定義につきましては、耕作放棄地につきましては過去1年以上作付しておらず、数年の間再び耕作する意思のない土地、また、遊休農地につきましては現に耕作されておらず、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地、もう一つが利用の程度は周辺地域に比べて著しく劣っていると認められる農地と定義がございます。

この課税強化に至るまではこれまでも農業委員さんに毎年調査していただいております農地パトロール、内訳は耕作放棄地実態調査及び利用意向調査でございます。ここでことしの場合、7月中旬から下旬にかけて行っていただきましたが、耕作放棄地とみなされた農地は151筆、17.3ヘクタールありました。その内訳は、畑が15.6ヘクタール、田んぼが1.7ヘクタール、地権者は100人でした。調査するときにも指導する機会がございますので、その調査時の指導、また、対象地の精査などを経まして保全管理に努めていただきました農地は10.2ヘクタール、保全管理をしなかった農地は6.9ヘクタールで、地権者は40人に減っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 耕作放棄地対策の課税の基準日と基準額、しんとう広報見ると1.8倍になるとあります。榛東村の面積の10アール当たり課税額というのはどのぐらいですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 農地1反10アール当たりの標準評価額は、畑が6万8,000円、田んぼが11万9,000円、それに1.4%の税率を乗じて得た固定資産税は畑が952円、田んぼが1,666円となります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課税されたとしますよね、そうした場合、農家の耕作放棄地を抱えている地主にはどんな対応でお宅はですよと知らせる、それで課税されて税でとれる見込みがあるんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほど申し上げました評価額と固定資産税は、1.8倍前する通常の評価額と固定資産税になります。これが課税強化された場合、1.8倍となりますので、畑の場合だと10アール当たり761円上昇、あと田んぼの場合、1,332円上昇するという形になりますが、これは固定資産税の課税の計算におけるいろんな段階で端数処理が生じますので、一概にこの金額とも言えない

部分がございますが、その旨理解していただきたいと思います。

それで、この課税強化に至るプロセスとしましては、昨年この耕作放棄地実態調査及び利用意向調査で上がったもので、なおかつ昨年もいろいろ勧告とか保全管理を促すような依頼を地権者に行っているわけです。農業委員さんの皆さんの力をかりながらいろいろ改善を促しているわけです。昨年、そういう状態が継続して、また28年度も同じ状態になった場合について、来年の1月1日現在で所有している農地についてはその1.8倍という計算で固定資産税を求め、算出されるという流れになっております。

それと、あわせて先ほど6.9ヘクタールで40人というお話をしましたが、現在のところ昨年に引き続きことしも保全管理、また、中間管理機構のほうに意向を示さなかった農地の最終に至る過程の今現在の状況は、課税強化の対象となる農地は全て畑でございます。17筆で2.06ヘクタールとなる見込みでございます。この農地の評価額は1.8倍前であれば、先ほどの計算でしますと2ヘクタールで1万9,630円です。それで、課税強化されますと1.8倍になりますので、3万5,334円、課税前と比べて2ヘクタール余りの課税強化がされると1万5,704円高くなる計算となります。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 農家の方、このしんとう広報見て、1.8倍とびっくりした人が大分いたようですけれども、農地に関しては課税額が低いという今課長の答弁でした。耕作放棄地、遊休農地がふえないようこれからの対策をお願いいたします。

また、この耕作放棄地の課税強化いろいろ言われましたけれども、村としてこの課税の強化について村長はどのような考えをお持ちですか。答弁お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 課税強化は税をとるということもありますけれども、放棄地、あるいは遊休地これをなくそうということが目的でございますので、それまでにはいろいろなそういう人たちに対しての指導等がプロセスとしてはあるかと思っております。そういう中にもやらないということであれば、これは課税強化もやむを得ないということに私は思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 国の政策で榛東村だけじゃないので、私も理解しております。今後、耕作放棄地がふえないよう産業振興課、また、本当に村長もこれから榛東村の産業は先ほど農業が基幹産業だということで、どうか農業のほうに力を入れていただきたいと思っております。

農業に関する質問はこれで終わります。

続いて、就学時の健康診断についてお聞きします。

来年4月に小学校に上がる子供さんたち、教育委員会で就学時の健康診断の通知があるわけですが、その内容について、局長、答弁お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 就学時の健康診断につきましては、小学校の就学予定者の健康状態を把握することにより入学時までに必要な治療の勧告をしたり、また、心身の発育、発達の状況に応じた適切な就学指導を行い、学校教育の円滑な実施を図ることを目的としております。

学校保健安全法により、就学時の健康診断は市町村教育委員会に実施の義務がありまして、翌学年の初めから小学校に就学する者で、当該市町村の区域内に住所を有する者が対象となります。また、同法の施行令によりまして、市町村教育委員会は就学時の健康診断を行うに当たり、その日時や場所などを保護者に通知することになっております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 榛東村の保育園や幼稚園にいる子供たちは集団で健診を受けられると思います。4月1日付で榛東村に赴任してくる方も子供さんがいると思います。そういう人について、榛東村ではどのような対応をして、向こうで仮に高崎で学校に上がろうと思ったら榛東村のほうに赴任しなさい、県外から来る、そういう対応について、榛東村ではどのような対応で就学時の健康診断をするのか聞かせてください。

○議長（金井佐則君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 榛東村で実施する健康診断を受けられなかった場合につきましては、就学予定者の保護者が学校医の医療機関で受診をしていただくということになっております。また、その旨についても丁寧に説明をしたいとそんなふうに思っております。この場合についての受診料は無料ということになっております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 榛東村、本当に小学校も2校、限られた内科医でよそから来た人がこれどこに行っているの、私は土日が休めないというそんな話を聞きました。これ前橋の教育委員会ですが、小学校の入学に向けてのQアンドA、これ見ると前橋の取り組み、それと私も初めて見たんですけども、47校と圧倒的、内科医もいろんなあります。平日が無理なら日曜当番医に行って検査を受けてもらうとか、榛東村の学校で指定された医院でなくても前橋の、高崎の、県外でもいいですけれども、こういうところの健康診断を持って榛東村に来て入学できるのか、その辺もお聞かせください。

○議長（金井佐則君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 就学時の健康診断の通知につきましては、その時期の住所地があるところからの通知が行きますので、よそから来るというか、前橋や高崎で受診するものについてはその場所の健康診断を受けていただくことは可能ですので。

また、いろんなケースがあると思いますが、私のほうとしましては、榛東村教育委員会とそれぞれの市町村教育委員会で相談しながらやっていくという形をとらせていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） ぜひ榛東村に4月1日付で来る方々に本当に榛東よかったと言われる子育て支援も充実している、それともう一つ聞きたいんですけども、これ前橋の例なんですけれども、榛東村にもこういう入学に向けてのQアンドAというのはありますか。

○議長（金井佐則君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 教育委員会としてというよりはそれぞれの学校ごとに、学校ごとも設置をしてあるわけですけれども、保護者の入学説明会等でその説明をするに当たっての資料を配らせていただきまして、その中でいろんな榛東村独自の施策等もありますから、その部分についての説明をさせていただいていると。資料につきましては、その時期に配るといような形をとらせていただいております。

○議長（金井佐則君） 以上で7番松岡稔君の一般質問を終了いたしました。

通告のあった6名の議員による一般質問を終了いたします。

◇

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の陳情つづりにより、付託を行います。

陳情受理番号5号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、議会運営委員会に付託をいたします。

◇

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、平成28年第4回定例会第1日目を散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後4時散会

平成 2 8 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 1 月 3 0 日 (水)

平成28年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

平成28年11月30日（水曜日）

議事日程 第2号

平成28年11月30日（水曜日）午前11時開議

- 日程第 1 議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第74号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第78号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第79号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第80号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第81号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 局長	青木芳弘君		

事務局職員出席者

事務局 局長	岩田健一	書記	津久井久美
--------	------	----	-------

◎開 議

午前11時開議

○議長（金井佐則君） ただいまから平成28年第4回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。出席議員は12名であります。なお、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第1、議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

なお、議案書につきましては2ページ、例規集につきましては1巻の461ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

国家公務員の給与改定における官民格差等に基づく給与改定を踏まえ、勤勉手当の支給月数の改定を行うものです。

改正の要点は、1点目、給料表の改定、平成28年4月から遡及適用をするものです。民間給与との格差を埋めるため、平均改定率0.2%の引き上げの改定をするものです。

2点目です。勤務手当の支給月数の引き上げ、平成28年12月支給分から実施、を改定するものです。民間における賞与等の年間支給割合と均衡を図るため、年間0.1月分、再任用職員は0.05月の引き上げを行います。勤務実績を反映させることができるよう、引き上げ分は勤勉手当に配分するための改正を行うものです。年間支給月数は4.2月分から4.3月分となります。

では、一般の職員の場合の支給月数で説明申し上げます。

太枠の表をごらんいただきたいと思います。

平成28年度では、12月期勤勉手当が現行0.8月ですが、改正後は0.1月分引き上げられ、0.9月となります。平成29年度以降では、引き上げられました0.1月分を6月期と12月期のそれぞれに0.05月分配分し、それぞれ0.85月となります。

3点目でございます。配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げるとともに、子に係る扶養手当を段階的に引き上げるための規定です。平成31年3月31日までの間においては、配偶者、子、父母等に係る金額について読み替え規定を適用するというものです。

2ページの黒い太枠をごらんいただきたいと思います。

平成28年度は現行、配偶者は1万3,000円、子は6,500円ですが、29年度は配偶者は1万円、子は8,000円です。平成30年度は配偶者は6,500円、子は1万円と段階的に改正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第67号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第67号の議案について説明申し上げます。

議案書につきましては12ページを、例規集は1巻441ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明申し上げます。

議案参考資料の34ページをお開きください。

一般職の給与改定における官民格差等に基づく給与改定を踏まえ、村長、副村長及び教育長の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

改正の概要は、期末手当支給月数の引き上げ、平成28年12月支給分において実施。期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるものでございます。年間支給月数は4.2月数から4.3月数となります。

それでは、黒い太枠のところで説明したいと思います。

平成28年度は期末手当の12月支給分については現行2.175月を、改正後は2.275月に改正し、平成29年度は6月期と12月期の期末手当に0.5月分ずつ配分し、現行6月期は2.025月を改正後は2.075月に、12月期は改正後の2.275を2.225月に改定するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 6番小野関です。

特別職の旅費に関する条例の一部を改正という部分があるわけなんだけれども、説明にないのはどういうことかお伺いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまのご質問にお答えします。

条例名が特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例という名前でございます、今回の条例につきましては、期末手当に関してのみの内容改正というものでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ちょっと不勉強で理解できないので、もう少し詳しくその辺をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 先ほど総務課長の答弁のとおりなんですけれども、この条例、もとの条例によりまして、特別職の職員で常勤のもの給与、それから旅費に関する規定がこの条例中にございます。今回の改正につきましては、一時金、期末手当の支給月数に関する改正のみでございますので、旅費の関係については今回は改正はないということです、説明もなかったということですので、改正がないということです、説明はないということでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 12ページの第4条第1項中のという、その部分でちょっと自分が読み間違えておりました。100分の202.5という部分、言ってみれば2.025カ月と読み替えればいいことなので、ちょっとその表記の部分自分が誤って見たということで、以上で終わります。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 小山美子君発言]

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第68号の議案について説明申し上げます。

議案書につきましては14ページです。例規集では1巻の391ページでございます。

それでは、議案参考資料により説明申し上げます。

36ページをお開きください。

一般職の給与改定における官民格差等に基づく給与改定を踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

改正の概要は、期末手当の支給月数の引き上げ、平成28年12月支給分において実施。期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるものでございます。年間月数は4.2月分から4.3月分となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君は挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。ちょっと待って。もう一度、すみません、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第74号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第74号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2億4,705万1,000円を加え、総額を63億131万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、臨時福祉給付金給付事業に係る歳入歳出予算を追加したほか、ただいまご可決いただきました職員給与費並びに常勤特別職及び議会議員の給与改善費等を計上してございます。また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正予算に対応し、それぞれの科目において村の負担金の増減を行っております。

議案書は37ページ、第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額603万9,000円、計7,403万9,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、補正額9万円、計2,331万3,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額652万5,000円、計4億154万3,000円。2項国庫補助金、補正額2,428万8,000円、計3億6,971万6,000円。

16款県支出金、1項県負担金、補正額182万1,000円の減、計2億3,202万円。2項県補助金、補正額481万6,000円、計1億6,795万2,000円。3項県委託金、72万3,000円の減、計2,920万5,000円。

18款寄附金、1項寄附金、補正額2億3,800万円、計5億1,800万円。

19款繰入金、1項基金繰入金、補正額3,168万2,000円の減、計7億1,354万3,000円。

21款諸収入、4項雑入、補正額151万9,000円、計9,615万1,000円。

歳入合計、補正前の額60億5,426万7,000円、補正額2億4,705万1,000円、計63億131万8,000円でございます。

続きまして、38ページ、歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げをいたします。

1款1項議会費、補正額129万3,000円の減、計8,782万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正額1億8,970万6,000円、計11億6,088万2,000円。2項徴税費、補正額36万9,000円、計9,459万6,000円。4項選挙費、補正額69万6,000円の減、計845万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正額2,178万7,000円、計13億2,069万1,000円。2項児童福祉費、補正額1,913万2,000円、計6億5,738万7,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額257万3,000円、計1億8,683万2,000円。2項清掃費、補正額86万5,000円の減、計1億2,214万1,000円。

5款労働費、1項労働諸費、補正額4,000円の減、計500万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正額127万7,000円、計5億7,809万5,000円。2項林業費、補正額105万2,000円、計2,907万1,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正額13万3,000円、計2,065万1,000円。2項道路橋りょう費、補正額974万7,000円、計3億2,910万4,000円。5項都市計画費、補正額321万円の減、計1億6,161万1,000円。

9款消防費、1項消防費、補正額128万8,000円、計2億3,657万5,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正額43万1,000円、計9,540万5,000円。2項小学校費、補正額101万7,000円、計1億6,495万4,000円。4項幼稚園費、補正額50万7,000円、計1億1,043万2,000円。5項社会教育費、補正額338万8,000円、計1億5,414万8,000円。6項保健体育費、補正額47万4,000円、計2億2,158万2,000円。

歳出合計、補正前の額60億5,426万7,000円、補正額2億4,705万1,000円、計63億131万8,000円でございます。

続きまして、40ページでございます。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、臨時福祉給付金給付事業の3,634万7,000円を追加するものでございます。

それでは、別冊の議案参考資料72ページになりますが、歳入歳出予算の主要事項につきましては、この後、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出予算の表の下段でございますけれども、職員給与費関係でございますけれども、530万円の増。今議会に上程をさせていただいております特別会計の補正予算に伴います各特別会計への繰出金につきましては、1,894万2,000円の減。先ほど申し上げました渋川広域組合の負担金の増減額の合計といたしまして、全体で189万5,000円の増となっております。

なお、73ページに特別会計繰出金一覧の明細、そして74ページには渋川広域組合の負担金の内訳の一覧表を記載させていただいております。

それでは、77ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書でございます。主立ったものを説明させていただきます。

9款1項国有提供施設所在市町村助成交付金につきましては、交付額の確定による増額でございます。

15款2項2目、民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業の事業費及び事務費に係る補助金でございます。

78ページになります。

一番下の欄でございますけれども、16款2項3目衛生費県補助金につきましては、昨年度から村単独で実施をしております骨髄移植ドナー支援事業費について、県において市町村に対する補助制度が創設されたことに伴う補正でございます。

79ページ、18款寄附金につきましては、いわゆるふるさと納税を増額するものでございます。

続いて、主な歳出について説明いたします。

82ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち、13節の委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る経費を増額するものでございます。

85ページから86ページにかけてでございますが、3款1項1目社会福祉総務費には、臨時福祉給付金給付事業費3,634万7,000円を計上してございます。また、2目老人福祉費につきましては、徘徊高齢者等事前登録制度実施経費でございます。

88ページになります。

3款2項2目児童措置費につきましては、管外保育を含む園児の増加及び施設の給付率が加算されたことによる子ども・子育て支援教育保育給付費の増額でございます。

一般会計補正予算（第4号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 産業振興課長にお尋ねします。

資料の82ページで、ふるさと納税の委託料2億269万6,000円が計上されています。今回、補正で2億3,800万という見込みをここに計上しているんですが、私のインプットされているのは、返礼品が50%と、それからさとふるへの手数料が12.96%、その他が輸送費、荷づくり費と、そういうことで約30%がそういうふうな費用にかかる。残りの20%が村のほうに入ってくるというふうな、そういう認識でいます。そうすると、2億3,800万のおおよそ80%に相当する額は1億9,040万であります。

その差額の1,200万というのはどうなのか、お尋ねします。

○議長（金井佐則君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 今回の補正の試算に当たりまして、歳入の寄附額のほう、補正後予算額は5億1,800万でございます。それで、歳出のほうにつきましては、安全値をちょっと多く見まして5億4,000万円程度がきた場合の費用を算出して求めておりますので、その差額がそういうふうには2,200万円、歳入側では5億1,800万、歳出側では5億4,000万ということで、2,200万円ほどの乖離しているような内容で補正予算をした経緯がございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ちょっと納得がいきませんが、そうならばそのように本来こういう補正を組むのがよろしいんじゃないかと思うんですが、それはなぜですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 歳入のほうで5億4,000万円来なかった場合、歳入欠陥が生じますので、そこら辺を懸念しまして、5億4,000万円じゃなくて2,200万低い5億1,800万円としたものでございます。

○議長（金井佐則君） 5番、3問目です。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 先ほども申し上げたように、ふるさと納税の予測というのは非常に難しいと思いますよ。ですから、要は5億4,000万円をここに記載するならば、そのように計上すべきで、それに従って費用も計上するのがよろしいんじゃないかと、そのように考えています。そういうことで、もう一度、課長の考えをお聞きします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 山口議員さんのおっしゃるとおり、非常にこの試算については難しいものでございます。試算の内容につきましては、昨年からことしにかけて、寄附額ですが、26年度が8,900万円、27年度、昨年度は3億3,000万円ということで、3.7倍ほどにふえております。そういう中で、この試算をするときに27年度中のケースを参考に4月から9月までの平均倍率、その平均で10月から3月までの増加率を見て試算した経緯がございます。

ことしにつきましても同様に、ことしの4月から9月までの平均の寄附金額に対して、10月以降につきましても、やっぱり納税の関係がありましてふえる傾向がございます。特にふえるのが12月が最

高にふえるわけですが、昨年の場合、9月までの平均に比べて5倍ぐらい膨らんだ状態がございました。ただ、それもちょっと本当に推測の域を出ない状態でございます。

それで、当初こちらのほうも歳入歳出それぞれ基本となる寄附金額を同額にしていたわけですが、いろいろその後の査定等を経ながら、もし来ない場合も想定されることも加味して再検討したほうがいいんじゃないかということで、2,200万円を減らした5億1,800万円で予算計上した経緯がございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

4番小山久利君。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 4番小山です。

3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費の管外子ども・子育て支援教育・保育給付費533万7,000円について、住民生活課長にお尋ねしたいんですが、これは村内の住民が村外の施設に補助金を出すということでしょうか。

○議長（金井佐則君） 久保田住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 3款2項2目児童措置費、19節の負担金補助及び交付金1,676万2,000円ということですが、内容につきましては、管内の子ども・子育て支援教育・保育給付費、それから管外の子ども・子育て支援教育・保育給付費の二とおりということでございます。こちら、管外につきましては村外、管内につきましては村内の保育園の補助金ということでございます。

こちらの内容につきましてでございますけれども、当初予定を保育に係る金額ということで予定しておいたわけですが、こちらについて0、1歳児が保育単価が非常に高いという部分なんですけれども、こちらが当初見込みより大分多くなっているということで、管内、管外合わせて両方とも子供たちの0、1歳児の人数が多くなっているということで、補正のほうをお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 4番、小山、マイクを上げて。

〔4番 小山久利君発言〕

○4番（小山久利君） 大分金額が多いので、何名ぐらいを見込んで算出したのか、わかったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 管外保育で0歳児が前年比で15人プラスでございます。こちらが単価が高いということでございます。すみません。管外について今ちょっと資料のほう、15人プラスということであるんですけども、管内はちょっと今資料がございませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第74号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第78号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第78号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入にあつては一般会計繰入金及び消費税還付金の減額、歳出にあつては人事院勧告に基づく給料表の改定に伴う職員給与費等の増額、公債費の元利償還費の確定見込みに伴う減額補正となっております。

議案書51ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額323万3,000円の減、計1億5,075万3,000円。1項繰入金、同額です。

7款諸収入、補正額79万1,000円の減、計63万8,000円。2項雑入、補正額79万1,000円の減、計63万7,000円。

歳入合計、補正前の額4億2,484万3,000円、補正額402万4,000円の減、計4億2,081万9,000円でございます。

52ページをお願いいたします。

歳出です。

2款建設費、補正額18万3,000円、計2億2,643万7,000円。1項建設費、同額です。

4款公債費、補正額420万7,000円の減、計1億4,931万円。1項公債費、同額です。

歳出合計、補正前の額4億2,484万3,000円、補正額402万4,000円の減、計4億2,081万9,000円でございます。

続いて、議案参考資料121ページをお願いいたします。

議案第78号の議案参考資料により説明いたします。

概要の欄の主要事項の欄の歳入予算でございます。

5款繰入金、補正額323万3,000円の減は、一般会計繰出金を減額するものでございます。

7款諸収入、補正額79万1,000円の減は、消費税還付金の確定に伴い減額するものでございます。

続いて、歳出予算ですが、2款建設費、補正額18万3,000円は、職員3名分の職員給与費等を人事院勧告に準じ増額するものでございます。

4款公債費、補正額420万7,000円の減は、起債償還費の確定見込みによるもので、元金償還費173万3,000円の減、利子償還費247万4,000円の減額を行うものでございます。

122ページから125ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。126ページから130ページは歳入歳出予算事項別明細書、131ページは給料及び職員手当の増減額の明細となっております。説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第78号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第78号 平成28年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第79号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第79号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。
提案理由の説明を求めます。
清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入にあつては受益者負担金及び一般会計繰入金の増額、歳出にあつては人事院勧告に基づく給料表の改定に伴う職員給与費等の増額、公共マス設置工事費の増額の補正となっております。

議案書54ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

1款分担金及び負担金、補正額180万円、計434万1,000円。1項分担金、同額です。

4款繰入金、補正額70万5,000円、計2億9,639万2,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額3億3,137万9,000円、補正額250万5,000円、計3億3,388万4,000円でございます。

55ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額10万5,000円、計3,694万5,000円。1項総務費、同額です。

2款管理費、補正額240万円、計4,817万7,000円。1項管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額3億3,137万9,000円、補正額250万5,000円、計3億3,388万4,000円でございます。

続いて、議案参考資料132ページをお願いいたします。

議案第79号の議案参考資料により説明させていただきます。

概要欄の主要事項の歳入予算でございます。

1款分担金及び負担金、補正額180万円は、開発等の加入増加に伴い、長岡・広馬場地区の分担金を増額するものでございます。

4款繰入金、補正額70万5,000円は、一般会計繰入金を増額するものでございます。

続いて、歳出予算です。

1款総務費、補正額10万5,000円は、職員2名分の職員給与等を人事院勧告に準じ増額するものでございます。

2款管理費、補正額240万円の増額は、公共マス設置工事で、開発等による工事費が当初予算を上回るころから、今後の予算に不足が生じないよう増額をお願いするものでございます。

133ページから135ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括、136ページから139ページは歳入歳出予算事項別明細書、140ページは給料及び職員手当の増減額の明細となっております。説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第79号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第79号 平成28年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第80号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第80号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 青木芳弘君発言]

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第80号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書の57ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額38万8,000円、計7,307万5,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億3,683万7,000円、補正額38万8,000円、計1億3,722万5,000円でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額38万8,000円、計6,060万7,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億3,683万7,000円、補正額38万8,000円、計1億3,722万5,000円でございます。

続きまして、議案参考資料の141ページをお願いいたします。

概要の主要事項にあります歳入予算、3款繰入金38万8,000円は、歳出の増額に伴いまして一般会

計から繰り入れるものでございます。

歳出予算、1款総務費38万8,000円のうち、給料、職員手当等共済費は、職員の給料表の改定等に
伴いまして補正するものでございます。

委託料についてご説明いたします。

145ページをごらんください。

13節委託料、施設設備等清掃委託料27万円ですけれども、給食センター内の天井に設置されている
排気ダクトにちりがたまり、衛生確保のため、学校の冬季休業中に清掃を実施するものでございま
す。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいた
します。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり
可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第81号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第81号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきましては漏水修理等による修繕費の増額、人事院勧告に伴う給料表の改定に伴う職員給与費等の増額と、4条予算の資本的収入及び支出では配水管布設工事の変更見込み等による建設改良費の増額をお願いするものでございます。

続いて、議案参考資料148ページをお願いいたします。

議案第81号の議案参考資料によりご説明申し上げます。

概要欄の主要事項の欄の水道事業費用です。

1款水道事業費用、補正額128万6,000円は、漏水修理の増加に伴い修繕費の不足が見込まれることから、108万円の増額をお願いするものでございます。また、総係費20万6,000円の増額は、職員3名分の人事院勧告に準じ職員給与費等を増額するものでございます。

資本的支出ですが、1款資本的支出、補正額162万円は建設改良費で、配水管布設工事変更見込み等により増額をお願いするものでございます。

149ページから150ページは実施計画、151ページから152ページは給与明細書、153ページから154ページは補正予算の説明書でございます。説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第81号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発言の訂正

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） すみません。先ほど一般会計の補正予算の中で、小山議員のほうからお尋ねがございました。その中で、私、管外の0歳児の人数が15名ふえているというなお話をさせていただきました。ちょっと今ある資料の中で誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

0歳児の15名と申しましたのは、管内外合わせて合計の人数でございまして、合計予算15名の増ということで算定しているということでございます。管外につきましては、延べ人数ということで47名の増加ということで見込んで試算をしておるということで、予算の補正をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 小山君、いいですか。

〔「はい」の声あり〕

◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして本日付議されました案件は全て終了いたしました。

議員各位のご協力に感謝し、これをもちまして平成28年第4回定例会第2日目を散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

午後0時3分散会

平成 2 8 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 9 日 (金)

平成28年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

平成28年12月9日（金曜日）

議事日程 第3号

平成28年12月9日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第71号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第72号 榛東村土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第73号 榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第69号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第77号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第82号 新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）請負変更契約の締結について
- 日程第10 請願・陳情について
- 日程第11 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 局長	青木芳弘君		

事務局職員出席者

事務局 局長	岩田健一	書記	津久井久美
--------	------	----	-------

◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

けさの上毛新聞によりますと、村長ときとう協定を結んだ記事も出ておりましたけれども、もう一つ、川場村議会で夜間議会を初めてやったという記事が出ておまして、これも議会改革の1つなのかな、これからそういうことも考えていかなくはなというような感じがいたしました。

それでは、平成28年第4回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。出席議員は12名であります。

なお、地方自治法第113条の規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちにお手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第1、議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

〔税務課長 山本正子君発言〕

○税務課長（山本正子君） それでは、議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案は19ページから、例規集は第2巻631ページになります。説明につきましては、議案参考資料にて行います。議案参考資料42-1ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

趣旨・目的でございます。議案本文では2つの条文からなっておりますので、1条ずつ説明させていただきます。

第1条の主な内容でございますが、5点ございます。1点目は、個人村民税の延滞金についての改正です。これについては、平成26年12月12日の最高裁判決を踏まえ、地方税法の改正が行われ、所得税の納税義務者が修正申告を行い、または税務署において所得税の更正が行われた場合、追徴すべき不足額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものでございます。

2点目は、法人村民税にかかわるもので、これも個人村民税と同様、最高裁の判決を踏まえての改正となります。当初申告後に行われた減額更正の後に修正申告書の提出があった場合は、納付すべき税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものでございます。最高裁判例の例を記載しましたのでごらんください。

42-2ページになります。3点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る部分になりますが、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に係り、所得割の納税義務者本人及び生計を一にする配偶者、その他親族が前年度中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える部分において、納税義務者本人が健康の保持増進及び疾病への予防の取り組みとして特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドックを含む健康診査、がん検診のいずれか1つを受けていることが条件になりますが、8万8,000円を上限として1万2,000円を超える部分の額がその年の総所得金額等から控除することとなったものでございます。

ただし、従前どおり医療費控除を受ける場合には対象外となります。医薬品の分類と販売制度の表を添付しましたのでごらんください。

4点目は、地方税法の特例措置として、いわゆる「わがまち特例」により再生可能エネルギー発電施設に係る固定資産税の課税標準に乗ずる特例率を地方自治体が条例で決定できるようになったものでございます。

5点目は、外国居住者等所得相互免除法の改正に伴いまして、特定適用利子等、または特例適用配当等を有するものに対し、所得割の課税の特例として当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとなったものでございます。

次に、第2条について説明いたします。

42-3ページをお願いいたします。

第2条では、たばこ税の特例措置についての改正となります。ここでも最高裁判例を踏まえた延滞金規定の見直しとなっております。施行日につきましては、平成29年1月1日からになりますが、特定一般用医療医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る部分については、平成30年1月1日からの施行になります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第70号 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第71号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、議案第71号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第71号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては27ページ、例規集につきましては第2巻1,087ページです。

議案参考資料により説明をさせていただきます。62ページをお願いします。

改正の概要についてですが、所得税法等の一部改正に伴い、住民税の課税の特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、榛東村国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、これらの額を総所得金額に含めるため規定の整備を行うものでございます。

今回の改正は、台湾を対象としたものになります。日本と諸外国における国家間では、所得に対する二重課税を回避するため租税条約が締結されておりますが、台湾とはこの条約が締結できないため、今回のような法改正、条例改正となりました。

施行期日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。

適用区分につきましては、平成29年1月1日以降に支払いを受けたものが適用となるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第72号 榛東村土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第72号 榛東村土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第72号について説明申し上げます。

議案書は31ページ、説明書につきましては65ページでございます。

本村におきましては、現在15本の基金が増設されておりますが、このうち12本の基金条例において、財政上必要があると認めるときは基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる旨の規定が置かれております。それぞれの基金の設置目的に応じ、及び確実かつ効率的な運用を図るため、10本の基金について歳計現金への繰り替え運用を行わないこととするため、関係条例を改正しようとするものでございます。

議案説明資料の67ページから新旧対照表がございます。そちらで説明をさせていただきます。

まず、第1条でございますけれども、土地開発基金条例の改正でございます。第5条に繰替運用に関する規定がございます。これを削りまして、以下の条を繰り上げるものでございます。

第2条は、国民健康保険基金条例でございます。第5条の繰替運用の関係の規定を削りまして、現行第6条の字句の整理をした上で以下の条を繰り上げるものでございます。

68ページになります。

第3条関係。社会福祉施設整備基金条例でございます。繰替運用に関する規定を削り、以下の条を繰り上げるものでございます。

第4条は、農業用水維持管理基金条例でございます。繰替運用に関する規定を削り、以下の条を繰り上げるものでございます。

第5条は、農業災害基金条例。第6条の規定を削り、第7条を繰り上げるものでございます。

第6条は、介護給付準備基金条例でございます。第5条に繰替運用に関する規定がございますので、こちらを削り以下の条を繰り上げるものでございます。

第7条は、義務教育施設整備基金条例でございます。第7条の繰替運用の規定を削り、以下の条を繰り上げるものでございます。

第8条は、太陽光発電所維持管理基金条例でございます。第7条の繰替運用の規定を削り、以下の条を繰り上げるものでございます。

第9条、収入印紙等購買基金条例でございます。第6条の繰替運用に関する規定を削り、第7条以下を繰り上げるものでございます。

第10条、社会教育施設整備基金条例でございます。第7条の繰替運用の関係の規定を削り、以下の条を繰り上げるものでございます。

以上で説明といたします。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 榛東村土地開発基金条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第73号 榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定
について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第73号 榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、議案参考資料71ページをごらんください。

概要欄の趣旨・目的に示されているとおり、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律により、制定の必要が生じたためでございます。

関係法令も前述の法令名、いわゆる鳥獣被害特措法と呼ばれている法律でございます。

本村では、鳥獣被害特措法に基づき、平成24年に榛東村鳥獣被害防止計画を策定し、平成27年度に見直しを行いながら同計画に基づいて農業者に対するわな免許の取得や捕獲器の導入補助、榛東村猟友会への捕獲委託を実施し、鳥獣被害の抑制に取り組んでまいりました。

しかし、要となる猟友会の会員も高齢化等で減少し、現在では8人と少ない状況で鳥獣駆除に努めていただいておりますが、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマなどの生息数はふえる傾向が続いております。

このため、鳥獣被害の対策強化を図るため、当該条例により榛東村鳥獣被害対策実施隊を設けるものでございます。

なお、本ページ下段の予算措置に示されております実施隊員の報酬額、年額2,000円はこの後、議案第69号で審議していただきますが、他の非常勤特別職の報酬と比べて低額です。これは被害防止計画に示されている業務のうち、従来から猟友会へ委託し、今後も委託していく捕獲業務以外の被害情報の収集、狩猟免許の取得推進、普及啓蒙などに対する対価と位置づけているためでございます。

それでは、議案書34ページをごらんください。

条文についてご説明申し上げます。

第1条では、本条例案の趣旨は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づくこと。

第2条では、鳥獣被害対策実施隊は、被害防止計画にある被害防止施策を適切に行うために設置すること。

第3条では、実施隊の任務及び関係機関との連携などを。

第4条では、実施隊は実施隊員で構成され、その任命者は村長であり、任期は3年で非常勤であること。

第5条では、実施隊員の報酬を特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例に基づき支給されること。

第6条では、条例の施行に関して必要事項は規則で定めることをそれぞれ示しております。

本条例案の施行日は、附則において平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） これ新たな条例の新設だと思うんですけども、3条の中で実施隊、これ猟友会でわなをしかけたり、散弾で撃ったりとはまた別の組織ですか。

それともう一つ、今までは捕獲とかしていたのに、1頭幾らのお金が出ていたと私は記憶しているんですけども、その点を詳しくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 実施隊につきましては、現在、うちのほうで想定しておるのは、猟友会の隊員を実施隊にすることを想定しております。しかし、他の自治体の例では、わなの免許を持っている農業者等も参入して実施隊員とするケースもございますので、そこら辺も含めて今後検討していきたいと思っております。

それとあと1頭あたり幾らかというお話につきましては、今現在この実施隊を設ける内容は、本村、吉岡町、渋川市、渋川地区猟友会という組織がございますが、そこで3市町村それぞれまちまちの内容となっておりますので、それらにつきましても、平成29年がスタートするまでにいろいろ調整を図りながら、現存たしか1頭2万円余り、イノシシの場合だと1頭2万円余りだと思いましたが、そういうのも今後検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 過去にわなの免許の資格を取るのに補助が出ていました。今補助も継続しているのか、その中に医師の診断とあるのが、あの当時私の記憶では大分皆さんわなの免許取るのになぜ医師の資格が要なのか、そういうのが議論になったんですけれども、わなの免許の取得に補助金が出るのか、その点をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） たしか平成28年度では計上しておりませんでしたので、この実施計画にございますとおり、いろいろとそこら辺も配慮していかなきゃならないと思いますが、現在検討している最中とご理解いただければと思います。

以上です。

〔「わなの免許の件は」の声あり〕

○産業振興課長（青木 繁君） 診断書の関係につきましては、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 岩田です。

2条なんですけれども、被害防止計画、これがまずもとの計画があるわけなんですけれども、今現在ほとんどこれが実行されていない。せつかくこの条例を制定するわけですから、制定しただけで実際は何の役もしなかったということのないようにしっかりやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 答弁は。

○11番（岩田好雄君） 答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 実施計画につきましても、先ほど説明したとおり、平成24年に設けまして、平成27年に見直し、ことしの3月に見直しをかけてまた3年間継続するというような内容となっております。見直した点はちょっと記憶なんですけれども、アライグマ等を加えてやっております。この実施隊を設けるに当たり、その実施計画との整合性を保ちながらそちらの計画のほうを推進していかなければ、その報酬についても、その計画から出ている話ですので、しっかり管理していかなきゃならないと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 字句の問題なんですけれども、第4条の4、「実施隊員は、再任されることができる。」というふうになっているんですけれども、その前にこれは村長が任命するものですよね。そういうことを考えれば、「再任することができる。」となるんじゃないんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 再任のことは、第4条の4でございますね。実施隊員は再任されることが、受けるということとされるというような表記となっていると解釈しているんですが、これで解釈は異なるという問題等は生じないと思うんですが。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 第4条の2項「実施隊員は、本村に居住する者のうちから、村長が任命する。」というふうになっているんだから、任命、再任されることができるというのは、要するに隊員から見た場合でしょう。でも、これは村長は任命するんだから、だからやはり再任することができるというふうにすべきで、小さなことだけれども、この条例は、もしここで可決されればずっと残るわけで、だから私は言っているわけで、私は明らかにおかしいと思いますよ。課長どうなんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） こちらの条例案につきましては、もともと先行している隣接市のほうから引用して榛東村用にアレンジしたものでございますが、そちらのほうも歴史等も長くいろいろ熟慮してこのようなスタイルにしたと解釈しておるんですが、おっしゃることも間違いではございませんが、とりあえずこちらのスタイルで取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の説明だと何ら文法的な根拠とか、そういうものが何ら説明の中に入っていないくて、模範に沿ってやったからということなんだけれども、でもやはり何度も言うんだけれども、1回可決されればずっと条例に残るわけだよね、条例としてね。いろいろな人がネットで見ることもあるし、そういうことを考えてみたら、正確な文章にしておいたほうが良いという立場から、やはり私はどうも今の課長の説明だと納得はできないんですけれども、以上で終わります。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案第69号の議案について説明申し上げます。

議案書は16ページ、例規集は1巻の413ページ、議案参考資料は39ページでございます。

それでは、議案参考資料に基づいて説明をさせていただきます。39ページをごらんください。

ただいまお認めいただきました榛東村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例により、新たに非常勤特別職が設置されるため、当該職の報酬を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表の40ページ、参考資料の次のページですね、お願いいたします。

本表の右が現行の旧条例で左が改正案（新）でございます。下線が引かれている部分が改正箇所ということでございます。

別表第1（第2条関係）の表の中で、学校給食センター運営委員会、委員長年額2万8,000円、委員2万6,000円の次に鳥獣被害対策実施隊、隊員年額2,000円を加えるものでございます。

それでは、議案書16ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番高田清一君。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） 1 番高田です。

この鳥獣被害対策実施隊というのは、年額2,000円というのが、今あのような鳥獣被害が多発している。ますます今後も増加が予想される中で、非常に私は安いと、低いというふうに思うんですが、他の市町村と比べてこの金額の妥当性を説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほどの議案第73号のところでもちょっと申し添えましたが、この報酬につきましては、現在、捕獲については猟友会のほうに委託をしているわけでございます。委託の方法は自治体が設けても、これまでと同様で同じでございます。捕獲に関する委託費は猟友会のほうへお願いする形と、従来のスタイルをそのまま継承していきますが、実施計画に示されているその捕獲以外の被害情報の収集、猟銃免許の取得推進、普及啓発、それらの業務に当たってもらうための対価という考え方で2,000円という低額ですが、原案とした次第です。

これにつきましては、県内現在22市町村が1,000円もしくは2,000円という年額報酬でやっておりますので、こちらについては、それを踏襲したというか、参考にして判断した次第です。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1 番。

〔1 番 高田清一君発言〕

○1 番（高田清一君） 他の市町村から比べて低くはないという説明なんですけど、素人考えで非常に2,000円の金額の妥当性といいますか、私らが一見判断するに、年額2,000円というのは非常にどう見ても低いというふうなところから、私も逸脱できないんですけども、今後そこらのところを配慮していただいて、できるものであれば増額検討をお願いしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） この実施隊に関しましては、現在吉岡町、渋川市、渋川地区猟友会

の広域的な組織がございますが、その3市町村で足並みをそろえて取り組むという方向で今進んでいるわけですが、それらまた県等の関係機関ともいろいろ協議しながら、その点についても今後の課題として捉えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,047万9,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,388万4,000円とするものです。

主な内容ですが、歳入につきましては、前期高齢者交付金等の交付決定による減額、保険税低減による一般会計からの繰入金の減額などによるものです。

歳出につきましては、後期高齢者支援金、介護納付金の本年度納付額が確定され減額をするものです。

議案書42ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

4款国庫支出金、補正額1,196万8,000円の減、計3億8,213万7,000円。1項国庫負担金、補正額1,196万8,000円の減、計2億9,489万4,000円。

6款前期高齢者交付金、補正額4,066万9,000円の減、計3億2,436万5,000円。1項前期高齢者交付金、同額です。

10款繰入金、補正額1,784万2,000円の減、計1億7,975万4,000円。1項他会計繰入金、補正額1,784万2,000円の減、計1億2,975万4,000円。

歳入合計、補正前の額20億2,436万3,000円、補正額7,047万9,000円の減、計19億5,388万4,000円です。

続きまして、43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費補正額900万円、計11億3,349万円。1項療養諸費、補正額200万円、計9億9,031万円。2項高額療養費、補正額700万円、計1億3,103万円。

3款後期高齢者支援金等、補正額5,916万円の減、計1億9,614万4,000円。1項後期高齢者支援金等、同額です。

6款介護給付金、補正額824万2,000円の減、計7,847万5,000円。1項介護納付金、同額です。

9款基金積立金、補正額4,207万7,000円の減、計6,856万4,000円。1項基金積立金、同額です。

歳出合計、補正前の額20億2,436万3,000円、補正額7,047万9,000円の減、計19億5,388万4,000円です。

続きまして、議案参考資料104ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書についてご説明申し上げます。

4款1項1目療養給付費等負担金1,196万8,000円の減は、後期高齢者支援金と40歳から64歳までの介護納付金について、本年度納付額の確定により負担金を減額するものでございます。

6款1項1目前期高齢者交付金4,066万9,000円の減は、65歳から74歳までの医療費の調整である前期高齢者交付金について支払基金からの本年度の納付金の額が確定となったため、減額をするものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分690万6,000円の減及び保険者支援分371万円の減は、交付申請を作成しまして一般会計からの繰入金が算定できたため減額いたします。

次の特定健康診査繰入金722万6,000円の減は、こちらは国の基準に基づく繰入金でないため、前年度より繰り入れをしておりません。本年度当初予算に計上してあったため全額減額するものでございます。

続きまして、105ページをお願いします。

歳出の事項別明細書です。

2款1項3目一般被保険者療養費200万円の増及び次の2項1目一般被保険者高額療養費700万円の増は、上半期給付状況から推計した給付費の不足予測による増額でございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金2,916万円の減は、本年度納付額確定による減額です。

106ページをお願いします。

6款1項1目介護納付金824万2,000円の減は、本年度納付額確定による減額です。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金及び107ページになります8款1項1目特定健康診査等事業費は、歳入の補正により財源内訳の変更となります。

次の9款1項1目国民健康保険基金積立金4,207万7,000円の減は、歳入歳出額の資金調整によるものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(金井佐則君) 日程第7、議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(金井佐則君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長(安田 睦君) それでは、議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億672万5,000円とするものです。

補正の主な内容は、歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算による額の決定によるものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による補正でございます。

議案書45ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額17万7,000円の減、計3,611万9,000円。1項一般会計繰入金、同額です。

6款雑入、補正額35万6,000円、計35万9,000円。2項雑入、補正額35万6,000円、計35万8,000円。

歳入合計、補正前の額1億654万6,000円、補正額17万9,000円、計1億672万5,000円です。

次に、46ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額12万9,000円、計1億398万6,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3款諸支出金、補正額5万円、計5万2,000円。1項償還金及び還付加算金、同額です。

歳出合計、補正前の額1億654万6,000円、補正額17万9,000円、計1億672万5,000円でございます。

続きまして、議案参考資料111ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書についてご説明申し上げます。

3款1項1目事務費等繰入金30万6,000円の減は、歳出で説明する保険料還付金5万円の増額と後期高齢者医療広域連合市町村負担金の過年度精算の額の確定により、一般会計からの繰入金を減額するものです。

同じく2目保険基盤安定繰入金12万9,000円は、保険基盤安定負担金の額の決定により市町村の負担金と県負担金が増額になったことによる繰入金の増額です。

6款2項1目雑入35万6,000円は、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の過年度精算に伴う返還金です。

続きまして、112ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金12万9,000円は、本年度の保険基盤安定負担金の額確定による増額でございます。

3款1項1目保険料還付金5万円は、過年度納付済みの保険料につきまして、本年10月になりましたが保険料の減額適用となった被保険者が発生したため、納付済みの保険料の還付金を支払うものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 平成28年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第77号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第77号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,594万4,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、介護予防サービスの利用者の増加に伴い、保険給付費の増額による国・県の負担金や支払基金からの交付金、一般会計からの繰入金等の増額と介護保険システム改修費補助金の歳入が見込まれるための増額です。

歳出は、保険予防サービス費の利用者の増加に伴い、保険給付費の増額と介護保険システム改修に係る経費の増額でございます。

議案書48ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款国庫支出金、補正額214万円、計2億7,249万8,000円。1項国庫負担金、補正額156万1,000円、計2億265万円。2項国庫補助金、補正額57万9,000円、計6,984万8,000円。

4款支払基金交付金、補正額218万5,000円、計3億2,606万1,000円。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、補正額97万5,000円、計1億7,389万6,000円。1項県負担金、補正額97万5,000円、計1億6,754万2,000円。

7款繰入金、補正額121万7,000円、計1億7,017万2,000円。1項一般会計繰入金、補正額121万7,000円、計1億7,017万1,000円。

歳入合計、補正前の額12億3,942万7,000円、補正額651万7,000円、計12億4,594万4,000円です。

次に、49ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額43万円、計2,007万1,000円。1項総務管理費、補正額43万円、計708万4,000円。

2款保険給付費、補正額780万1,000円、計11億3,905万7,000円。1項介護サービス等諸費、補正額

8万9,000円、計10億2,860万円。2項介護予防サービス等諸費、補正額771万2,000円、計4,538万2,000円。

4款基金積立金、補正額171万4,000円の減、計1,701万7,000円。1項基金積立金同額です。

歳出合計、補正前の額12億3,942万7,000円、補正額651万7,000円、計12億4,594万4,000円です。

続きまして、議案参考資料116ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金156万1,000円及び3款2項1目調整交付金39万円は、上半期給付状況から推計した主に介護予防サービス費の不足予測による歳出増加に伴う負担金、交付金の歳入増額でございます。

3款2項3目地域支援事業交付金18万9,000円は、介護システム改修費に係る国庫補助金です。

4款1項1目介護給付費交付金218万5,000円及び5款1項1目介護給付費負担金97万5,000円、次の117ページの7款1項1目介護給付費一般会計繰入金97万6,000円は、上半期給付状況から推計した主に介護予防サービス費の不足予測による歳出増加に伴う歳入の増額になります。

次の2目事務費一般会計繰入金24万1,000円は、介護保険システム改修費に係る一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、118ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費43万円は、保険料や利用者負担割合を算定するための所得指標の見直しに伴う介護保険システムの改修とシステム設定作業の委託料となります。本年度から実施することで国庫補助の対象となるため、補正をお願いするものでございます。

次の2款1項7目居宅介護福祉用具購入費から、119ページ、2款2項1目介護予防サービス給付費、5目介護予防福祉用具購入費、6目介護予防住宅改修費、7目介護予防サービス計画給付費は、上半期給付状況から推計した各サービス費の不足予測による増額でございます。

120ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金171万4,000円の減は、介護給付費の支出増が見込まれるため、基金への積立額を減額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。

10時20分より再開いたします。

午前10時02分

午前10時20分

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第9 議案第82号 新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）請負変更契約の締結について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第82号 新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、8番南千晴議員の親族にかかわる案件でございますので、地方自治法第117条の規定により南議員の退場を求めます。

〔8番 南 千晴君退場〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、議案書の61ページ、議案第82号の説明を申し上げます。

本件は、平成28年10月26日の指名競争入札で4,752万円の工事請負契約を締結したのですが、社会資本整備総合交付金の増額により護岸工の施工料を増加する変更を行うため、議会の議決に付すべき契約となりました。

工事の名称でございます。平成28年度社会資本整備総合交付金事業新保・大藪線改良舗装工事（橋

梁工その1)です。

契約金額を5,388万1,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額399万1,200円に変更するものです。

契約の相手方は、村内に所在する南榛工業株式会社。代表取締役、南篤でございます。

なお、工事の概要につきましては、建設課長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 工事の内容につきまして、議案参考資料にて説明をさせていただきます。参考資料の155ページをお願いいたします。

議案名、新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）請負変更契約の締結について。

工期につきましては、平成28年10月27日から平成29年3月24日までとなっております。

概要なんですけれども、目的、平成28年度社会資本整備総合交付金事業新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）下部工の工事変更を実施するものでございます。

工事の概要ですけれども、大榛橋下部工、橋梁形式：PC単純中空床版橋、橋長が12.4メートル、幅員で15.05メートル、橋台ですけれども、逆T式橋台2基、A1橋台高さが4メートル、A2橋台高さが5.5メートル、旧橋撤去工事：一式、護岸工：一式でございます。

関係法令につきましては、地方自治法第96条第1項第5号。議案の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条。

予算措置につきましては、平成28年度当初予算において措置済みでございます。

その他、平成28年度大榛橋下部工施工、平成29年度上部工を予定しております。

今回の変更につきましては、当初事業費の内定率が低かったため、下部工の護岸ブロック工が全て発注できなかったため、今回、変更交付決定が認められたことにより変更を行うものでございます。

具体的には、右岸側、左岸側の上下流部、護岸ブロック積み、合計で30メートルほど追加するものでございます。

以上で工事の概要を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第82号 新保・大藪線改良舗装工事（橋梁工その1）請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この案件につきまして採決が終了いたしましたので、8番南千晴議員の入場を許可いたします。

〔8番 南 千晴君入場〕

◇

◎日程第10 請願・陳情について

○議長（金井佐則君） 日程第10、請願・陳情についてを議題といたします。

過日、付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果について、議会運営委員会岩田委員長より審査の報告を求めます。

11番、岩田好雄委員長。

〔議会運営委員長 岩田好雄君登壇〕

○議会運営委員長（岩田好雄君） 議会運営委員会に付託されました陳情の審査報告を行います。

意見書の内容については、請願・陳情綴の最終ページでございますので、ごらんください。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成28年陳情第5号。付託年月日、平成28年11月29日。件名、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての依頼でございます。

委員会の意見。議員退職後の生活の不安定化を懸念し、議員のなり手不足が全国的に顕著な状況となっており、無投票当選が増加している。このような状況をかんがみ、政治を志す後進のため、生活を心配せず議員活動に専念できる一助として、地方議会議員の厚生年金制度への加入は急務であります。

よって、意見書を関係機関に提出することに賛同し、本委員会は全員賛成で採択といたしました。

審査結果、採択でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（金井佐則君） ただいま議会運営委員会岩田委員長より審査の報告がありました。

平成28年陳情受理番号第5号は、審査の結果、採択となりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎日程第 1 1 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 1 2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第11、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第11から日程第13までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月29日の開会以来、本日までの11日間、6名の議員による一般質問、平成28年度補正予算、

条例制定などの議案について熱心なご審議、活発なご質疑・討論がなされ議決いただき、本定例会が閉会することができましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、これから忘年会というシーズンにもなります。お体には十分ご自愛をされまして、来る平成29年がことし以上によい年となるようご祈念申し上げ、閉会の言葉といたします。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で、平成28年榛東村議会第4回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 清 水 健 一

榛東村議会議員 裕 井 保 夫